

令和元年

南三陸町議会会議録

第8回定例会 12月10日 開 会
12月17日 閉 会

南三陸町議会

令和元年 12 月 12 日（木曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

令和元年12月12日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 清 隆 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震 災 復 興 企 画 調 整 監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	三 浦 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 担 当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤 正 文 君
総 合 支 所 長	佐 久 間 三 津 也 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 藤 和 則 君
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	岩 淵 武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君

監査委員会部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋 一 清 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長	千 葉 啓 君
---------	---------

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第3号

令和元年12月12日(木曜日)

午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。本日3日目の定例会になります。きょうも一般質問でありますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番後藤伸太郎君、6番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告5番佐藤雄一君。質問件名、1、通学路の安全確保は。2、EV車の利用状況と今後の考えは。以上、2件について、一問一答方式による佐藤雄一君の登壇、発言を許します。3番佐藤雄一君。

〔3番 佐藤雄一君 登壇〕

○3番（佐藤雄一君） おはようございます。3番議員の佐藤でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1件目、質問事項、通学路の安全確保は。質問相手は町長、教育長でございます。

質問の要旨は、本年度になって県内の一部を除き、小学校周辺の全通学路の既存ブロック等を対象にした実態調査が県内行われました。そこで、南三陸町内においても、要改修のところが7カ所ほどあるということで県に報告をされたようでございます。それで、その後の所有者への指導と町の対応ということで、壇上からの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、佐藤雄一議員の1件目のご質問、通学路の安全確保についてお答えをさせていた

だきます。

私のほうからは、通学路等の危険なブロック塀対策についてお答えをさせていただきます。

昨年6月に、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生しました。この地震によりまして、大阪府高槻市においては、ブロック塀の倒壊により小学生が死亡しております。この事故を背景に、昨年度宮城県が町内小学校の半径500メートルの通学路を中心にブロック塀の点検を行い、安全が確認できないブロック塀の所有者には、その旨をお知らせをしたところであります。

町では、今年度より危険なブロック塀の撤去をする所有者に対し、1件当たり15万円を上限とする補助制度を創設し、広報9月号にて町民皆様へお知らせをしているところであります。今後も、ブロック塀の所有者に対しましては、補助制度を周知しながら危険ブロック塀除去を推進してまいりたいと考えております。

なお、通学路の安全確保については、教育長より答弁をさせます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私のほうから通学路の安全確保についてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、震災後、児童生徒の通学路の安全が確保できないことから、町内全ての小中学校においてスクールバスを運行し、登下校の安全を確保してまいりました。現在は、道路工事等の復興事業が進捗したことから、各小中学校と教育委員会が連携しまして、徒歩や自転車等を含めた通学のあり方について検討を進めているところです。

今後も、地域、学校と連携を図り、情報を共有しながら、児童生徒の通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいまの説明ありがとうございます。

それで、どういう形でそのブロックの改修等のこの危険度判定ですか、要改修に至るのか、その決め手となるのは、基準として目視なのか、器械の測定なのか、それで、その結果なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

ブロック塀の危険度の判定の方法でございますが、基本的にはブロック塀対策、長い歴史がございます、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、昭和53年の宮城県沖地震で、やは

り小さい子供さんが犠牲になったということで、当時もブロック塀の危険点検を実施してございまして、当時約、昭和53年のデータでございましてけれども、県内で1,400カ所危険なブロック塀があったというふうな記録がございまして。それで、順次その後も、平成10年代になりまして、宮城県沖地震があるということで第2回目の実施をしております。それから、阪神・淡路大震災等々がございまして、それぞれ時間の経過とともに安全基準も変わってきておまして、現在は簡単に言えば6つほどの基準がございまして。

まずもって、ブロック塀の高さ、基本的には2.2メートル以上のブロック塀は設置をしてはいけないということになってございまして。それから、当然そのブロック塀の高さに合わせたブロックの厚さですね。普通は10センチから15センチのものが市販をされていますので、それを高さに合った厚さのものを使っているかどうか。それから、控え壁があるかどうかですね。多分、53年以前のものであれば控え壁ありませんでしたが、53年以降、かなり転倒する箇所が多かったということで控え壁をつくるのが義務づけられてございまして。それから、コンクリートの基礎があるかどうかですね。これは、布基礎で、高さによっては40センチ以上のものが地中になければならないという規定になってございまして、それがどうか。それから、目視によりましてけれども、目視と器械ですね。傾いていないか、ひび割れがあるかどうか、それから最後になりますけれども、しっかり基準どおり鉄筋が入っているかどうか。この6つが主な基準になります。

いずれも、どれ一つ欠けてはだめなものですから、ある程度点数化をして、改修が必要なもの、それから撤去が必要なものというふうな部分を、今回7カ所という形で公表させていただいているところでございまして。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今回の高台移転については、全てそういう建築物はないと思いますけれども、対象基準になるのは昔のそのブロック塀、既存ブロック塀が主になろうかと思っております。そこで、その危険箇所7カ所あるところの、誰もちょっとわからないと思うんですね。それで、そういう危ない箇所、要改修の場所の位置づけといいますか目印、誰でも見てわかるような、そこに行って見れば注意しなくてはいけないというふうな気持ちを持たせるような、意識を持たせるようなその表示、看板等設置するというふうなことはできないものかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回は、各市町村ごとの件数のみの公表になってございまして、い

ずれ近々、図面上での公表になります。特定行政庁ということで、石巻、塩竈、大崎、それぞれ建築主事がおりますので、県とは同じような対応をさせていただきますが、それぞれ進捗度が違います。石巻の市のホームページを見ると、住宅地図の中に危険区域の、極端に言えばこのブロック塀が危ないですというマークがさせていただきます。それを見れば、付近の方たちはどこの家のあのブロック塀だねとわかる、そういう精度で公表していますので、なかなか現地に、あくまでも個人の財産でございますので、そこに町が行って危ないですという表示をするのは、なかなか難しい面もさせていただきますので、県の方針とすればホームページ上で公表するというふうな今方針で進めております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） できれば、所有者に理解をいただいて、地震災害時のように、危険判定したときの赤紙の張り紙とか黄色い紙の要注意、そういうのが出れば、目印になるようなのがあれば、これは一番皆さん注意できるのではないかなと、注意喚起になるのではないかなと、こう私なりに思うんですが、どのようにして所有者に理解していただけるかというふうな形の中で進めていかないと、万が一起きた場合に所有者だけが全責任を持つというふうな形になりますので、そこに行政も介入して指導していったほうがいいのかと、こう思われますが、どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 事故が起きてからでは遅いわけですので、先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたが、補助制度をつくっておりますので、所有者の方々に直接町のほうからお話をさせていただいて、制度の周知を図りながら、そういうふうな危険な部分については撤去をしていただくというふうな働きかけはしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 調査する場合、勝手に道に入って調査をするわけではなくて、極力ご本人の立ち会いを求めて、目の前で調査をさせていただいています。結果については、その場で即座に危険であるとか、安全であるとかということはお伝えをさせていただきます。あわせて後日、文書でその結果について改めてご報告しているという状況でございます。

なかなかご理解というお話でございますけれども、実は7件のうち3件は、まさについの住みかを建てた方の住宅でございます。多分この辺が非常に難しい問題で、所有者の方はしっかりとしたメーカーさんをお願いをしたので、そういう手抜き工事はしていないということで主張されますが、どう見ても安全は確保できていないという状況が見られます。これは多

分、所有者というよりも施工者、設計者もそうなんですけれども、そういう方たちの認識不足が多分あるんだろうと想像でございます。通常、多分建築確認を出す場合、建物とそういうブロック塀等の計画があるのであれば、それをしっかり記入をして建築確認を出すべきなんですけど、どうも建物だけを出して、後からそういうブロック積み、完了検査が終了してブロック積みをやると。ですから、無許可のまま建てているという状態です、その3件につきましては。多分、今までもそだったろうと思うんですが、そういうことでございますので、所有者もそうなんですけど、実は施工者側のモラルということもこれから重要になってくるかと思っております。

いずれ、議員おっしゃるように、一旦事故が起きれば訴訟問題にも発展するケースがほとんどでございますけど、ただそのときは、実は施工者さんは全くかやの外でございまして、直接身に降りかかってくる災いではないので、どうもそういうやり方をしているということが見受けられます。今後、その所有者もそうなんですけど、施工者側についても、業界も含めてしっかり対応をお願いしたいというふうにも考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 町からは15万円の補助ということでさっき伺いましたが、県のほうからの補助というのはあるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 県といいますか、これは国の補助金をいただいて町のほうでやるものですから、県費のかさ上げはございません。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） できるだけ、子供たちも大事ですけども、一般の通行者のためにも、できれば早目にそういうマップ的な、表示が誰でも見てわかるような形で表示できればいいのかなと、こう願っているわけでございますけど、子供たちも将来の宝物でございますので、大事にけがのないような形で育てていただければなと、こう思うわけでございます。

それで、ブロック塀は既存対象、今建設課長が言われたように、ついの住みかでの再建のそのブロック工事ということでございますけど、工作物に当てはまらない程度の多分つくりだと思っておりますので、確認等々は要らないのかなと思っておりますけど、ただ責任は所有者の全責任ということで、町長も申されたように大阪のその訴訟問題もあります。起きてしまうと、これまた大変なことになりますので、その辺も、先ほど私も言いましたが、ある程度の行政の介入も必要なのかなと、こう思っております。それで、今後そういう形でそういう案件が

出てきた場合、所有者にわかりやすいような形で説明し、つくっていただくと、安全な工作物にしていただきたいと、こう思うわけですが、今後も行政としての立場から、そういう所有者への既存ブロックの説明なり、理解を求めるような説明なりがちゃんとやっていっていただけるのかなと思いますので、その辺は町のほうにもお願いをしていきたいなど、こう思っております。

それから、通学路の件についてでございますが、秋目川地区の横断1号線の寸断されたその道路の件ですが、台風被害によって寸断されておりますが、もう2カ月間も人も自転車も通れないような状態で、今日に今至っているわけでございます。多分、あの道路も通学路の一つに入っているのかなと、こう思っておるわけですが、その地区民から、子供をスクールバスの停留所まで、小森の停留所まで毎日のように天神、ひころの里、桜沢を通って小森の熊田橋まで毎日送り迎えしているんだというようなこと、何とかならないのかなということをお聞きしました。そこで、通学路の復旧を早急にできないのかなと、仮復旧でもいいですから、暫定的な処理でできないものかどうか。人、自転車ぐらいは通れるような通行、車までは遠回りしてもいいですから、歩いて通れるようなその形の中で仮復旧できないかなと。町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） きのうの一般質問でも答弁をさせていただきましたが、今月中に通れるようになるということですので、いましばしお待ちをいただきたい。仮復旧といっても、安全を確保する、それが第一義だというふうに思っておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 課長、何度も言っているんだが、危ない箇所に表示みたいなのは、これはなかなか難しいの、今後。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 危ない箇所の表示、あくまで私有財産でございますので、町のほうで所有者の承諾を得られないまま危ないという表示は、多分つけることは難しいんだろうと思います。

それで、大変私ごとで恐縮ですが、昭和53年宮城県沖地震の際、実は目の前でブロック塀が50メートルほど倒れました。私の反対側に倒れたので、私はここにいるわけですが、多分地震のとき、ブロック塀のそばにいて、揺れの中で逃げるという行動は、多分ほとんど無理でございます。ですから、当然表示をするということは、常日ごろからそこを通るなどという表示になりますので、まだ図面上にはおろしておりませんが、それらを一旦図面上にお

ろして、ここは教育委員会ともご相談をしながら、学校の通学路のあり方というのは考える必要があるかなと思います。

それから、当然それと並行して、所有者の方に危険な状態であるということをお知らせをしながら対応いただきたいと。ただ、いずれ必要があつて建てたものですから、15万円はあくまでも撤去費用でございます。また、何らかのその塀を建てる、または土どめ擁壁を設置するということになると、当然新たな出費が発生をするということが目に見えてございます。古いブロック塀については、ある程度のご納得はいただけるものと思っておりますが、ここ1～2年の間に設置したものについては、なかなかここは難しいものがあるのかなというふうに感じてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今言った、その寸断した道路ですけれども、今まで2カ月の間、事故がなかったからよかったです、その道路の脇の1本流れついたその橋を渡り歩いて、けがしないからいいんですけれども、万が一そのけがした場合の町の対応にも責められると思いますので、できるだけ、そうですね、早く、目に見えるような形で安全な設備をしていただいて、人ぐらいは通れるような形で、本当に早くその工事をしていただきたいなど、こう思っております。

それと関連して、入谷小学校のバックネット後ろの崖崩れについても、今回入谷小学校の体育館も避難者で、きのうも言っておりましたけれども慈恵園の方々が避難した。それから、岩沢、桜沢までの川のそばに住んでられる方々が危なくなってきた、夜中に避難したということを知っております。それで、あそこにも土のうとバリケード、その通学路のバックネット下ですね、通れないようにではないんですが、通れるような形で土のうも積まれておりました。でも、あそこは指定避難場所でございますので、どの方向から車、避難されようとも、完全に通行を確保しておかないとうまくないと思います。あそこもバリケードだけではなくて、早く修繕をしていただいて、自由に通れるような形にさせていただければと、こう思っております。その辺について、その崩れた箇所をいつごろまでに修復できるのか、それをまず1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入谷小学校、教育施設ということで、文科省の災害査定を受ける予定でございます。現在、復旧方針について作成をしているところでございますけれども、ただその査定がいつあるかという情報がまだ入ってきていないものですから、完全に復旧でき

るのはいつかというご質問でございますが、なかなか今の時点では明確なお答えはできない状況でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 災害は、いつ起きるかわかりません。できるだけ通路を確保しながら、安全な体制をつくっていただきたいと、こう思っております。

それから、今後入谷公民館の建設に当たって、あそこも資料を見ますと、工事専用道路拡張工事の入札が決まったようでございます。そこで、工事が始まった場合、あそこの通学路についても、工事期間中変更になるのか、ならないのか、今まで通りなのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入谷公民館の建設に関しましては、建物工事と、それから今ご発言ございました道路工事、2つを同時に進行することになります。当然、道路工事が始まれば、当該道路は通行どめになります。ただ、そうした場合、建物の資機材を運搬する道路が必要になってきますので、そこは入谷小学校、今通行どめしている部分を利用するしかないかなというふうに考えてございます。ただ、これは一般の通行を認めるわけではなくて、あくまでも工事関係者のみとして対応させていただきたいと思っております。

それで、一般の子供さん、それからご父兄の方の通路でございますけれども、これにつきましては東側の、大変ご迷惑かけますけれども、東側の道路を使っただけであればというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今、建設課長が言われたように、並行して工事を行うんだということでございましたのでお聞きしますが、入谷公民館建設に当たっての進捗、今の状況を教えていただきたいのと、仮設工事の解体も終わりましたので、更地に全部なりました。それで、順調に進んでいるのかどうか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） なかなか順調、基準がいろいろ、どこにとったらいいのかちょっとわからないところがございますけれども、基本的に当初から仮設住宅が撤去にならないと現場には入れないということが想定をされてございましたので、そういう意味では若干のおくれ程度で進んでいるのかなという感触でございます。

あと、これから大きな支障がなければ、ある程度予定された工期内で終わるだろうというふ

うに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それでは、今年度中の完成をとということで理解していいのですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 目標とすれば、今年度中とということで進めてございます。ただ、日々状況も変わるところがございますので、そこは業者と常に連絡を取り合いながら工程管理に努めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 本当に将来の宝物の子供たちを事故から守るために、いろいろと皆さんで日ごろ注意をし、目配りをして、地域民それから行政も含めて子供たちを見守っていききたいと、こう思いますので、その辺今後ともよろしくご指導当たっていただきと思います。

それで、私の1件目は終わりたいと思います。

それでは、2件目の質問に自席より入りたいと思います。

質問事項は、EV車の利用状況と今後の考えはということで、質問相手は町長でございます。

質問の要旨は、高齢弱者対策について、町民バスのフリー乗降区間の検討などに加え、スマートモビリティの実証実験など前向きに課題に取り組んできたものと私なりに推察するのでございます。しかしながら、7月20日から開始された高齢者や観光客用の移動手段としてのスマートモビリティ実証実験であるが、これに高齢者が活用することにはちょっと私なりに不安があるのかなと、こう思って今回の質問にさせていただきました。高齢者の交通弱者に対して有効性や実効性について、EV車の利用状況と今後の考え方を聞きたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問、EV車の利用状況と今後の考えということについてお答えをさせていただきますが、ご案内のとおり、昨年12月26日、南三陸町、宮城県及びトヨタ自動車株式会社との間で「スマートモビリティ社会システム実証プロジェクト推進に関する協定書」を締結いたしております。今年度は、当該協定に基づきまして、次世代モビリティH a : m oを活用して、観光における利活用の可能性を検証するために、7月下旬から9月下旬にかけて実証事業に取り組んだところであります。

実証事業の結果につきましては、2つの拠点に計5台のH a : m oを配車したところでありますが、その利用者は25人と想定を下回るものでありました。アンケートの結果からは、利

用者の満足度が非常に高いことが確認されたものの、1人乗りの定員が敬遠され、利用者数が伸びなかったものと分析をいたしております。

また、11月3日に開催された産業フェアにおいては、次世代モビリティの歩行領域EV及びi-ROADの体験試乗会を実施し、67の方に体験をいただきました。その際に実施いたしましたアンケート調査の結果では、特に歩行領域EVにおいて多くの方が徒歩より訪問先がふえる、町なかへの訪問頻度がふえると回答しておりまして、市街地における回遊性確保の手段としては期待するというふうに思っております。

今後は、2人乗りの次世代モビリティ導入を視野に、地域公共交通を補完するカーシェアリングなどの地域が抱える課題解決の手段として、引き続き実証事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） この車を運転するには、免許証が必要というような形の中で、今全国的に高齢者の事故等が多くて、免許証の返納の方々がふえている中、高齢者の足にとっても、やっぱりちょっとそこで使用料も含まれますので、何か懸念されるのかなと思っております。今町長が言われたように、1人乗りはやっぱりちょっと、1人で誰しもが1人で歩くというのはちょっとね、相手でも隣にいれば話も弾むかと思えますけれども、使用しづらかったからその25人しかいなかったというような形なのかなと解釈をしております。

そこで、我が町もこの車で動かないとどうしようもない地域がございますので、何か別な方法を考えているようなことはないでしょうか。お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） あくまでも実証事業で展開をしたわけでございますので、そこでやってみて見えたのが、先ほど言いましたように1人乗りではやっぱり利用するのに限界があるということが、ある意味我々としては理解をいたしましたので、今後は2人乗り等を含めた形の中で展開をしていきたいというふうに考えております。

後段の質問の部分については、担当課長から答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 今回、7月20日から9月29日までかけて実証事業を行った一つの目的は、当町を自家用車で観光として訪れる方の観光に対しての補完的な役割としてどうなんだろうといったような課題を探るための実証事業でございました。現在のところ、超小型モビリティと言われる部分で、1人乗りしかまだ日本では生産されていないということで、

1人乗りで実際に実証をしました。2人乗りにつきましては、ご協力をいただいているメーカーさんでは2020年に発売する予定だということでございますので、当該協定期間5カ年ございまして、その中では2人乗りという部分も含めて今後検討していきたいというふうに思っています。

それと、なかなか高齢者の方の足という部分で、免許証の返還等出てきている現在の中で、お年寄りの足としてどうなんだろうということを考えたのが、実はこの産業フェアで行いました歩行領域でのEVと。これにつきましては、立ち乗りタイプ、座り乗りタイプ、2つございまして、免許を必要としないので、かなりお年寄りの方からも運転もしやすいというお声もいただきましたので、来年度の実証事業として取り組んでいったらどうかというところを現在検討しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今企画課長からお話を聞きましたが、この町では免許証の返納をする方というのはほとんどいないのかなと思われそうですが、もし免許証を返納して、そういう方がいた場合、その移動のために電動スクーターですか、今大分はやっていますけれども、そういう電動スクーターを購入された方々に町としての補助的なことは考えていないのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと私も確認して、ちょっとわからないのですが、免許証を返納した方が電動の運転、公道でできるのかどうか、私もその辺はちょっとわかりませんが、公道を走るとなれば当然免許証が必要になってくるわけですので、今のお話とこの補助の関係についてはなかなか結びつかないのかなというふうに、ちょっと今そう考えているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 免許証を返納した方につきましては、乗り合いバスにおきまして1年間の無料という券を交付しております。平成30年度では17名の方がたしか利用していたというふうに思います。免許証を返納するという事は、免許証が必要な乗り物について乗るということは当然困難でございます。そういった意味合いからも、そういう方々が少しは外に出るきっかけづくりになるためのツールとして歩行領域、いわゆる歩行補助をするための小さなモビリティというものですが、それで座り乗りのタイプあるいは立ち乗りのタイプ、免許証は必要としないので、そういったもので補完できるかどうかという部分を、1日

限りでしたが産業フェアで行ってアンケート等をとったというものでございます。先ほども申し上げましたが、お年寄りの方のそういったちょこっとお出かけする部分の足としてなり得るかどうかも含めて、来年度この分野で実証実験をやってみてはどうかというところを現在検討しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 道路、歩道等も公道の一部だとは思いますが、免許証がなくても自転車と同じように通行可能なのかなと、こう思って私今質問させていただきましたのですが、畑に行くとか、自分の足のかわりに動けるような形の中で移動できる、国道だけを走るのでなくて、その辺は免許証がなくても、今でも多分走っていると思うんですけども、そうすると、そういう方々は違反ということの解釈でよろしいんですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そこがどうなっているんですかということで、ちょっとお聞きしたので、別に私は違反しているとか何とかの問題ではなくて、その電動スクーターというのがどれぐらいのスクーターのことを佐藤議員がおっしゃっているか、それが理解できないので、ちょっとその辺をお聞きしたということです。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

企画課長。

○企画課長（及川 明君） スクーターとちょっと言われたものですから、何かバイク的な意味合いの乗り物なのかなというふうに思いましたが、セニアカーと今回の座りのタイプでやったものは、まあほぼ同じです。ただ、大分安全性も非常に今回持ってきていただいたのは高くて、障害物を自動的に感知して速度が急激に下がるとか、そういった安全性も含めて考慮したもので、今後検討していきたいと思いますが、免許証を返納した方にそれを1台プレゼントという部分については、なかなかそこまではちょっと難しいのかなというふうに思います。ただ、そういった新しい超小型モビリティが一般的に使われるようになれば、そのモビリティを地域でシェアリングするとか、そういった仕組みづくりは今後検討は必要なのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 私もちよっと質問がいまいちだったのかなと、自分なりの解釈で質問したわけですが、今多くの高齢者が自分の足として利用されているその乗り物ですね、それを全額ではなくて、できる範囲で補助ができないのかなというような形で、私は今質問したつもりでございました。

今の小型電気自動車については、最高速度60キロというふうな形のPRなものですから、そんなのがおもしろがって、高齢者だから安全運転すると思いますが、そういう高速の車に乗るより、今言ったセニアカーの10キロ、15キロのスピードの出る安全なその乗り物だということを知っておりますので、高齢者になって普通の車を運転できない方、じゃあ返納してみようかと、そのかわりに何かないのかなということで質問をさせていただきました。

すると、その全額補助ではないんですが、幾らかの補助が出せるようなその町の考えというのは持っていないのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町として、その免許返納とイコールそういった補助ということについての考え方については持ち合わせてございませんが、例えば新しい流れといいますか動きでも、過日も新聞報道で出ておりましたが、林際地区でカーシェアリングの実験をやって、それから正式に今度は発足したというふうな報道も出ておりますので、そういった足のない方々、ご高齢の方々については、そういった展開を町内に広げていくということが一つの手段ではないかというふうに考えてはおります。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それはそれとして、大変結構なことではございますが、自分で自由に動けるような形の中で進めていってもらえれば、これまたいいのかなと。それはそれで結構なすばらしい考えだと思います。今後、そういう形の中で高齢者がコミュニティーの場所に行ったり来たりするときにも利用できるような形で、町からのそういう補助があれば返納する人も出てくるのかなと。安全な乗り物だとは思いますが、100%安全というのはないと思います。できればそういう考えを持っていただければ、高齢者も大分助かるのではないかなと、こうと思いますが、その辺もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 免許返納で一番の問題点は何かということになりますと、基本的には家の中に引きこもってしまうという、そういうケースがふえてくるということになりますと、

いわゆる会話もできない、さまざまなお茶飲みもできないということで、そういう人がふえることが実は免許返納で怖いことのひとつだと思います。そういった意味におきましては、外に自分で出ていくということの機会を設けるということは非常に大事なことだと思いますが、それとイコール、今その補助の問題等については、今この場所でやる、やらないという発言はちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今私が質問している乗り物は、電動カーとかというような話でございましたので、今町長、引きこもるのが心配だというふうな形の中で、かえって逆に外に出て、皆さんとゲートボールするなりグラウンドゴルフするなり、その高低差の多いこの地区でございますので、利用が多くなるのではないかなと思って私は質問をしているわけでございます。返納した方だけでなく、将来足として使うんだと、そして一般の人たちが購入するときに、町からも幾らかの補助を出しますよといえ、何か張り合いが出てあちこち飛び回って歩くのではないかなと思うわけでございますが、もう一度その辺、何回言っても同じですけども、補助的なことは今は考えていないということでございますので、これ以上質問はだめかなと思うところでございます。

でも、何と申しますか、本当にこれから高齢化社会に向けていろいろな場合がどんどん出てくると申しますので、町のほうとしても極力住民の身になって考えていただければなと、こう思っておるところでございます。そういうことで、私の質問は終わりたいと思いません。

○議長（三浦清人君） 今後検討する余地ぐらいいはないんですか、町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度を新しくつくるということを、この場所のやりとりの中でやる、やらないという判断は非常に難しいです。したがって、ある意味佐藤雄一議員が、こういった制度の創設ということで前段にお考えであるのだったら、この通告書がなぜあるかというのは、こういう制度をつくったらどうかということを通告をすることがあるわけですので、そこでこういう制度をつくったらいかがでしょうかという通告をしていただければ、こちらはこの議場に臨む前に、その制度をつくるかつくらないかということで、庁舎内で検討できるわけですので、どうぞ今後こういった制度を新しく、議員さん皆さんそうですが、制度をこの場所で作るかつからないかとぼつと言われて、はいやりましょうというふうにはなかなかならないわけでございます。これは当然、各課いろいろな課長たちとの相談も含めながら制度をつくっていくわけでありまして、私がここで個人的に、個人的っておかし

いな、私がここで、はいやりますと言っても、いやこういう問題がある、制度をつくるというのは結構そういうことなんですよ。ですから、でき得れば議員の皆さん方には、制度をつくるという場合には、事前に通告の中でお示しをいただければ、この議場に臨む際にも、しっかりその辺は我々考えながら議場に臨ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） 今後、検討していくの、していかないの。できないの。それを聞いているんです。町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、庁舎内でどのようにあるべきかということについては、検討はさせていただきますが、ご期待に応えるような結果になるかどうかは、それはまた別の問題ですが、いずれそういうことで検討はさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で、3番佐藤雄一君の一般質問を終わります。

次に、通告6番今野雄紀君。質問件名、1、台風19号被害を改良復旧で。2、高齢者のひとり暮らし家庭の見守り、生活環境の整備。3、女川2号機の再稼働に向けて、住民の安心安全の確保を。以上、3件について一問一答方式による今野雄紀君の登壇、発言を許します。9番今野雄紀君。

〔9番 今野雄紀君 登壇〕

○9番（今野雄紀君） 議長の許可を得ましたので、今野雄紀、一般質問させていただきます。

質問の相手、町長。質問事項といたしまして、同僚議員今回の一般質問で再三台風被害についての質問がありました。私は、一応角度を変えるという意味で、台風19号の被害を改良復旧事業でできないかということを質問させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員の質問にお答えをさせていただきますが、今回の台風19号におきましては、前にもちょっと答弁してございますが、公共土木施設で218カ所、林道施設で137カ所の被害を受けております。当町においては、24時間雨量が240ミリ、最大時間雨量として40.5ミリを記録いたしました。

災害復旧事業は、異常な天然現象によって被災した施設を原形に復旧することを基本とする事業ということになります。災害復旧事業でいう原形復旧とは、被災前の形に復旧すること以外に原形に復旧することが不可能な場合には、形状、寸法、材質を変えて被災前の機能を復旧すること、及び原形に復旧することが困難な場合や不相当である場合には、これにかわる施設で復旧することも原形復旧とみなされておまして、原形復旧といえども再度災害の

防止に向けた対応がとられるというのが現状であります。

ご質問は、再度災害を防止するために、被災箇所及び未被災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加え復旧することを指しているものと理解をさせていただいておりますが、改良復旧事業は、再度災害発生の危険度が高い地域または連年災害発生地域で事業効果の高い箇所で認められておりますが、今回の被災箇所は事業採択に必要な要件を満たしていないために、原形復旧を基本として対応せざるを得ないということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の町長の答弁で、対応はしないということで、わかりましたと言えばこれで質問終わってしまいますので、今後二度とは言わなくても、同じような場所で同じような被害が出ないような形の方策をこれから町長に質問させていただきたいと思います。

そこで、初めに伺いたいのは、今回の先ほど町長答弁あった218カ所ありましたけれども、その中に高台移転されて安心・安全確保された部分での被害は1件か何件かあったのかどうか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

9番今野雄紀君の一般質問を続行いたします。答弁、町長。

○町長（佐藤 仁君） 新しい高台移転の場所で、今回の台風19号で被災を受けた場所と、聞いたところでは2カ所ののり面が崩れたというふうに聞いております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今答弁あったんですけども、のり面が2カ所崩れたということで、わかりました。ほとんどは今回の高台移転ではない別の、今まであった家、その近辺の被害だということだと思えます。

そこで、今回の台風、先ほど町長も答弁あったように210何カ所、そして雨の量が240ミリ、こういった台風は、来る前から言われていたように何十年に1回、そういう報道がなされていきました。そこで、想定するのは難しいかもしれませんが、今後また大きな台風が来た場合に、この210何カ所をより少なくするこの復旧というか、そういう方法を町長考えてい

るのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 土木的な復旧ということになりますので、専門的な話になりますので、建設課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お答えいたします。

町長答弁にございましたとおり、基本的には原形復旧ということになりますけれども、その次に材質を変えるとか、原形復旧、例えばのり面が崩れましたので、本来の原形復旧は、また同じ土を使って腹づけをして復旧する、これが原形復旧です。しかしながら、そういう工法はとっているところはほとんどございまして、いずれ何らかの構造物を使って機能回復を図ってございますので、そういう箇所については同じような災害はないものと、同じ原因で同じような災害はないものというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 高台とその平地での被害ということでわかりました。

そこで、少し角度を変えて、さきの行政報告のときに、今回の台風の対策本部へ同僚議員伺ったということなんですけれども、そこで伺いたいのは、その今回の台風の被害を何かホワイトボードで確認していたということですが、そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくといたしますが、基本的にはそれぞれの課の職員がいろいろなところに出向いて被害状況等を把握して、それを危機管理のほうに情報が入る。それをホワイトボードのほうに、ここでこういう被害がありましたということを書き、羅列をしているというだけですので、そのことは残しているわけでもございませぬので、別に桜ではございませぬが、廃棄とかそういう問題ではないので、そういうことです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 被災時においては、多分さまざまな情報が入ってまいります。よく被災のときに、医療関係、トリアージという言葉が出てまいります。個人からいえば、自分が一番重傷だと思って訴えるわけなんですけれども、こういう場合も同じでございまして、電話いただく方は、それぞれ自分が一番大変な目に遭っているということでいただくんですが、やはりそれを書くことによって情報のトリアージをしなければならぬわけですね。今どれ

が一番重要な課題であるか、これは少し時間を置いてもいいのではないかというのも当然あるわけで、それを書くことによって目視で判断ができると。口だけでしゃべっていると、どれが重要な情報か全然わからなくなるので、そういう意味であのホワイトボードに書いて表示をしているということですので、ご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も聞こうと思っていたそのトリアージ風なんですけれども、そこでホワイトボードということなんです、私も実はその災害の次の日にある程度朝早くというか回ってみたんですけれども、そこで各所でいろいろな場所が被害を受けていました。そこで、私は私なりに思ったんですけれども、例えば対策本部でホワイトボードに箇条書きしたというんですけれども、大きい町内の地図か何かを用意して、そこにピンポイントみたいな感じで、そのトリアージのすぐ対応しなければならないところとか、それなりの何段階かに分けて表示したほうが、私は管理というか対策にとってしやすいのではないかと思うんですけれども、聞くところによると、その被害に遭ったところを報告する人は、今グーグルマップみたいなもので、それで何カ所か教えたという、そういう方も何かいたらしいですので、今後被害を把握する上で、そういったことは有効ではないかと思うんですけれども。

あともう1点、さきの先月の末にやった商工会での会合のときに、被害箇所の資料として、私今言ったような形で出ていたんですけれども、そういったことも可能なのではないかと思うんですが、どのような対処なのか伺いたいです。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問は、その被害の状況をマップに、地図におろす方法をとってという意味ですか。ではなくて、そのSNSとかそういった活用という意味でもないんですよ、ちょっと済みません、教えていただければ。

○議長（三浦清人君） 反問権を行使します。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私が言ったのは、把握するのに箇条書きでもわかるんでしょうけれども、現実どこの場所で起きたかという、いっぱい職員の方とか普通の家の方から電話が入ると思うんですよ。それを、そうすると場所を特定できれば、一目この対応が楽なのではないかと、そういう思いと、あともう1点、商工会のときの会合で出したような資料をつくる際にも、いろいろ参考になっていいのではないかという、そういう思いで聞いたんですけれども、そこで質問の主旨のほうに戻りたいと思うんですが、その災害の箇所を極力少なくするためには、そういった資料をもとに重ねていけば、よりこの安心・安全が確保できるのではない

かと、そういう思いです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 被災した箇所部分は、逆にいうと落ち着いてから図面に落とすことは十分可能でございますので、ただ被災時において何が大事かと、人名を守ること、いろいろな情報がある中で、いかにして大事な情報を見逃すことなく取り上げて対応できるかというのが重要だと思ってございまして、当然情報トリアージする場合は、多分大きく4つの班といたしますか、役割があると思います。最高責任者、当然町長でございます、最終的にこれをどうするかということを決めていただく。それから、管理調整班、それから当然電話を受ける者、それから情報を整理する者と、この4つの機能をそれぞれ持たせて、それをもって責任者に伝えて判断を待つということになりますので、それでその情報は、逆に言うとその図面におろすというのは、逆に一旦落ち着いて、当然情報は整理されていますので、それを後で落とすことも可能でございますので、そこは急ぐ必要はないかというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長はもう仕事というか、確実に情報に落とすという、そういう答弁だったので、そこは私の思いとしては、緊急的なものなので、場所の把握等はそれで十分、かえってわかりやすいのではないかと、そういう思いでした。

そこで質問、角度を変えまして、戻りまして、先ほど町長答弁あった原形復旧といっても、ある程度強度を担保できるような、そういう復旧にするという、そういう答弁あったんですが、その原形復旧から強度を強化できる部分というか、この場で伝えていただけののでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど町長のほうから、高台のほうでのり面にちょっと異常があるという話をさせていただきました。崩れているわけではなくて、のり面の変状が見られるという状況でございまして、その原形復旧といえば、外から大きな力で土を押してあげて、昔の形に戻すというのが多分原形復旧だと思うんですが、ただそれだと前よりも強度的には弱くなっているし、耐久性も落ちているだろうということになりますので、災害復旧とすればのり枠をつけて、それで支持地盤までアンカーを打ってやっつのり面を強化するということになると思いますので、必ずしも原形復旧だからといって強度が落ちるということではなくて、当然原形復旧の中にも、これから査定を受けるわけでございますけれども、査定官か

らは再度災害防止に対する考え方はという問いが必ず参ります。そのときに、前のようにやれば大丈夫ですという答えでは、多分査定官には納得はしていただけない。必ず今回の災害のメカニズムを説明をして、それをどうやって防ぐか、それがこの復旧計画にどの部分に該当するのか、そこを明確に説明しないと実は認められないという状況でございますので、常日ごろ災害起きるたびに原形復旧と繰り返していますけれども、実は原形復旧と言いながらも、再度災害防止に向けた対策を盛り込んだ形で計画をしてございますので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の答弁ですと、私素人というかあれなので、原形復旧だと必ずそのとおりに戻さなければならないのではないかと、そういう思いがあったんですけれども、やはり細部の部分で強化されていくのだという、そういうところでわかりました。

そこで、工法とかの材質のところでは先ほど答弁あったんですけれども、私いろいろなこの被災した箇所を見て、コンクリートの部分がやられるときに、一気にこうやられているような部分が見受けられました。そこで、素人考えなんですけれども、私のり面等をふとんかごのようなものを今後利用して、大きな川ではなくて小さいような川というか堰のようなところは復旧できるのか、できないのかを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ふとんかごの利用もされている河川もございます。ただ、条件がございまして、その河床の状況、例えば大きな転石がごろごろあるところでは、次の洪水でまたその転石がふとんかごに当然ぶつかるわけですね。そうすると、針金でできていますので、当然それが切れてしまうとまた災害が起きることが十分予想されますので、そこは河床の状況に応じて使い分けをさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大きい石があるところはあれなんでしょうけれども、今後の見通しとして、前議員の質問にもあったような多自然な川づくりという意味で、このふとんかご工法を利用できるところは積極的にしていく考えというか、あるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） また査定の話して恐縮ですけれども、河川の場合は護岸工法を決める実は調書は別につくらなければならないんですよ、なぜこの工法を採用したかと。ふとんかごであれば、今先ほど申し上げたとおり、河床のどうしても構成が砂であれば、洪水が起

きても十分耐えられると。ただ、ここの河床については大きいれきがあるので、これがぶつかれば耐久性に問題があるので採用できないので、通常ブロック積みを採用したとか、そういう調書を書くんですね。その中で全て説明をしますので、今議員おっしゃったことはその中で全部対応できているというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私ふとんかごをあれたのは、例えば磯の沢の近くにいっぱい氾濫したところがあったんですけども、そういった部分だとふとんかごの部分だけがもったというか、そういった部分も見受けられたので、今回いろいろな状況があるんでしょうけれども、小さな川あたりはそういった工法を、制度上難しいのかもしれませんが、今後取り入れていく必要があるのではないかと思うんですが、町長その辺どのように、多自然という考えのもとで。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 災害は、どういうケースで起きるかというのを一応想定はしますが、しかしながら昨今の災害においては、我々の想定及ばない部分も多分に出てまいります。そういった中で、どういう工法が最良なのかということについては、これは専門家の皆さん方でここは十分に議論をするということが大事なんだと、その中で選択をしていくということが大事だというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まあ大体わかりました。そこで1点というか、再度確認したい部分があります。先ほど改良復旧はできないという、そういう答弁を最初にいただいたんですけども、やればできたのか、それとも何らかのあれでもともと条件としてできなかったのか。いろいろこの私も簡単に国交省のあれとか見たら、2,400万円以上とか5割原則、災害復旧だと3分の2とかいろいろなところがありまして、そこでそのカテゴリーの一つとして、小さな川と書いて小川と読むのか、そういったところも適用できるという、そういう部分が関係事業のあらましの中にあつたんですけども、その小さな川という部分で、うちのほうの町はどこか適用しているところがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、先ほどお話ししましたように、事業採択に必要な要件を満たしていないというお話をさせていただきましたが、基本、改良復旧事業に入りますと、採択基準というのが何項目かあります。例えば、総事業費のうち改良費が占める割合が5割以下

とか、それから相当な面積の耕地があるとか、それから学校・病院等の公共施設があるとか、そういったもろもろの採択基準がありまして、その中で今回の当町の災害については該当しないということです、改良復旧事業については難しいということのお話をさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 事業の採択制度については、今町長が申し上げたとおりでございます。その小川という概念がちょっとなかなかつかみにくいんですけども、いずれ基本は再度災害を受けないようにということになるんですが、じゃあどのくらいの大きさの川にしたら災害は受けなくなるんですかというのがスタートでございます。何度も申し上げますけれども、残念ながら町のその河川計画なるものがない河川がほとんどでございますので、その中で短期間にそれを全てカバーできるような計画ができるかどうか、基本的にはこれはどうしても無理だという判断をさせていただいています。というのは、10月で査定もそれから現地調査も含めて11月中には終わらせなければならないと、その後に事前打ち合わせをして、それから財務協議をして、それでやっと採択という状況の中で、10月12日、少なくとも10月中には、もしやるのであれば河川計画の概要をつくってしまわなければならないという物すごいスケジュールがございます。桜葉川の例を昨日お話ししましたが、10年確率でやった場合、今の3倍くらいの土地が、断面が必要だということは、今の川幅の2倍の幅の用地を買わなければならないということです。その覚悟を持って、しかも3年間以内に工事を完成をさせなければならないという高いハードルがございますので、そこはたとえ事業費問題、それから人、用地の問題も含めて総合的に判断すれば、これはやれる話ではないなど。いずれ、それをやるために、本来の災害事業そのものができなくなる可能性もございますので、そこは今回の災害では適用することはかなり難しいのだろうというふうに判断をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、今回の質問、改良復旧という事業に関しては、いろいろ行政面から見るとハードルが高かったという、そういう認識をさせていただきます。

そこで、最後伺いたいのは、今回218カ所のこの被害に遭った場所を、今後復旧していくんでしょうけれども、よりこの安心・安全を高めるために、限られた条件の中でどのような方向というか、それで復旧していくのか、最後町長に伺って1件目の質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どんな方向でというか、先ほど来答弁しておりますように、我々としては制度の中でしっかりと再度災害の起きないような形の中で災害復旧をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、2件目の質問に移らせていただきます。

質問の相手、町長。質問事項といたしまして、高齢者のひとり暮らし家庭の見守り、生活環境の整備ということで質問させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問であります。高齢のひとり暮らしの家庭の見守り、生活環境整備ということですので、お答えをさせていただきますが、まず1点目のご質問、各種警報発令時の対応状況についてであります。近年全国で多発をしております豪雨災害等の犠牲者に占める高齢者の割合は高く、その避難のあり方が課題となっております。

本年3月に改定されました国の避難勧告に関するガイドラインでは、みずからの命はみずから守るという前提のもとに、5段階の警戒レベルを明記した防災情報の中に避難準備、高齢者等避難開始というわかりやすさに主眼を置いた名称が加えられたところであります。

一方で、災害発生時にみずから避難することが困難な方の円滑な避難の確保を図るため、町では特に支援を要する避難行動要支援者の台帳整備を進めております。警報発令時には、この台帳を活用して各地区の民生委員等々の情報を共有しながら、要支援者の安否確認、避難の呼びかけ、避難所までの誘導支援を行っております。さらには、これをより実効性のあるものにするために、町の防災訓練において民生委員による図上訓練を実施し、そこで出た課題等を共有をいたしているところであります。また、高齢者個々の置かれている状況も違いますことから、気象情報等の状況を注視しながら、基本的には早目の避難行動を促す支援を行っております。

次に、2点目のご質問、見守りの現状と今後の対応についてお答えをいたしますが、町では高齢者の孤立死防止を目的とした見守りの取り組みとして、災害公営住宅の各団地集会所に生活支援員を配置し、見守りや相談対応を行っております。この事業は、単なる見守りの域にとらわれず、入居者と入居者をつなぐコミュニティー形成支援に重点を置いておりまして、住民同士による見守りに発展することを念頭に置き、事業を展開しているところであります。

また、民間事業者との連携の取り組みとして、事故防止や地域で発生するさまざまな問題の早期発見に努めております。仮設住宅での滞在型支援員の活動に端を発し始まった住民ボランティア制度ほっとバンクでは、登録住民が各地域で声かけ等の見守り活動をされているほか、移動販売や宅配便等を営む事業者が協力店として登録されて、地域の一人として見守り支援の活動を行っている状況にあります。

今後、高齢化がさらに進む中で、高齢者が住みなれた地域で安心・安全に生活を続けるためには、行政・支援機関・住民による連携と共助の精神が必要になってくることから、地域内全ての住民で高齢者を支え合う地域包括システムの構築に向けて、なお一層の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ひとり暮らしの見守りということで質問したんですけども、そこで先ほど町長答弁あった台帳整備をしているという、そういう答弁ありました。現在終わったのか、それとも推定でひとり暮らしのそういった方たちは何人ぐらいいるのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、今ご質問ございました、まず避難行動要支援者の登録状況ということでございましたので、現在277名の方が登録されております。あと、もう一つ後段のほうで、その高齢者の世帯ということでございましたけれども、今申し上げました277名プラス、あと登録されていらっしゃらない方もおりますので、高齢者のみの世帯、独居あるいは2人暮らし等も含めると997世帯というふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 各種警報発令のときに、前回の台風のときのその対応というか、どのような形、スムーズにいったのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 前回の台風のときの状況はということでございまして、まず台風接近というふうなところで、今回あらかじめ情報がございましたので、その辺に関してはこちらの内部としては地域包括支援センターあるいはうちの社会福祉係、高齢者福祉係におきまして、それぞれ所管する施設の状況について確認をさせていただきまして、あとそのほかに避難行動に不安があるという方をピックアップしていきまして、こちらに個別に確認をさせていただいております。

それから、あと今、先ほど申し上げました避難行動要支援者については、民生委員さん方にご連絡をいたしまして、安全確認をちょっとしていただだけませんかということで、こちらも全て安全確保をさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長答弁あったんですけども、民生委員さんの協力とありましたけれども、私聞くとところによると、何かうちのほうの地区では区長さんも結構心配というか、責任感も感じてやっていたみたいですけども、今回こういった警報に関して、この民生委員さん並びに区長さんの役割というか、そういったところはどのようになっていたのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 大変申しわけございませんでした。こちらで確認のための電話を差し上げたのは民生委員さんになりますけれども、区長さん方もやはりそれと同じように回っていただいていたというのは、後刻こちらで災害箇所を回っていた際にも確認、そういう情報をいただいておりますので、こちらで区長さんをお願いして回っていただいたということではないんですけども、みずからの中でやっていただいたのかなというふうに、私のところでは判断して、理解させていただいております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度確認なんですけれども、こういった警報の中で、台風なりなんなりが終わった後で、通報というかそういったやつが漏れたというか、そういった事例での確認等はあったのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 漏れたといえますか、現時点で私のところで押さえている分については、そういった声をかけられなくてというふうなお話はいただいておりますので、幸い今回については、あらかじめ台風が来るといのはほぼほぼニュース等でわかっていたので、何とか隅々まで声をかけることができたのかなというふうには理解しております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこでわかったんですけども、避難所等での確認というか、そういったところはしているのか。あと、ひとり暮らしの方にとっては、よくいところか親戚のところに避難するという、そういう事例もあるみたいなので、そういったところの確認というか、どのような形でしているのかだけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、ちょっと後段のほうから申し上げますと、確かにこちらでその電話等で確認した際に、ちょっと怖いので親戚のところに行っていますとか、あるいは隣に行っていますとかいう、そういった情報はいただいておりますので、町内のすべからず全員の方に声をかけるというのではないですけれども、ある程度こちらでちょっと不安があるなという方についてはピックアップして、先ほどもお答えしましたけれども、お電話をかけさせていただいております。

それから、避難所での確認ということなんですけれども、避難所については避難対応班が行って対応しているわけですが、こういった呼びかけでもってこちらに来ましたかというふうなところまで確認はしておりません。ただ、こちらでその時間経過の中でこういった避難だったのかというのを見ますと、15時30分、このとき既に避難所開設しておりましたけれども、その時点では避難者、全町で10人でした。その後16時、この16時が高齢者避難準備開始という情報がございました。その後、19時には避難所に避難されている方が58人ということにふえております。そして、その後の19時10分にいよいよ避難勧告が発令されて、20時の集計で74人でしたので、その数字から推計しますと、避難準備、高齢者避難開始というふうな情報で避難を決断した方というのが大分いらっしゃったのではないかと。その時点でこちらでも気になる方については電話確認を開始しておりますので、そういったところでやはり避難につながっていったのかなというふうには思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 無事というか避難されたということでわかりましたけれども、そこで先ほどの前議員の質問ともちょっとかぶるんですけれども、避難するときに、今高齢の方、以前だと車で避難したんでしょうけれども、車のないひとり暮らしの方が避難するときは、自分で歩いてなのか、それとも誰かに乗せてもらうとか、こういった方法での避難なのか。町としては、タクシーではなくて町の何かのあれで避難させてあげるとか、そういうところまでいっているのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 車で避難という、当然持っている方は車で避難ということもあり得るのかもしれないんですけれども、基本はといいますか、こちらで対応できる部分として、避難に対して行政の側で車を用意するという事はなかなかできかねるというのが現状でございますので、最寄りの避難所に自分の道具を持って向かってくださいというふうなこ

とにさせていただいておるといことです。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 現在は自力ということなんですけれども、今後どういった方法かで考える余地があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 災害の種類にもよるのかなというふうに思います。今回は台風ということでした。事前にそこに避難をすることができます。その場合であれば、事前いつもの行動パターンの中で、歩けるのであれば当然ながら歩いて避難をしていただくというのが基本になるかと思ひます。ただ、地震・津波のように時間がないという場合には、これはまた別なことを、共助が必ず必要になってくると思ひますので、付近の方に乗せていただくというのも、もしかしたらあるのかもしれないけれども、その場合であっても他を危険に巻き込むということは、これはあつてはならないというふうに思ひておひますので、できる限り自力でというのが、やはり逃げることの基本ではないかというふうに思ひておひます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 避難に関しては、大体できているということでした。

そこで、今回の今の件もそうなんですけれども、これから見守りについてお聞きしたいと思ひますけれども、そこで私いつも執行部の方に言われるので、ネットで町の支援のやつを開いてみました、けさなんですけれども。そうしたら、高齢者支援という項目があつて、そこを開いてみたら、3件何か項目があつて、別にその近くに子育て支援というのがあつて、そこを開いたら18項目並んでいました。そこから見て、高齢者支援に関する部分が今後見ていく必要があるのではないかと思ひまして、その点この3対18に関して、この配分というか力の入れようがそのまま出ているのかどうか伺いたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 決して3対18の支援の力の入れようということではなくて、どちらとも精いっぱいやらせていただひているつもりでございます。ただ、確かに議員おっしゃられますように、当課自体の発信力というものについて疑問を呈するということについては真摯に受けとめさせていただきたいと思ひます。高齢者の部分も、もう少し発信できるものがあるかと思ひますので、持ち帰った中でもう少し充実できますように努力をしてまいりたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長持ち帰って発信ということなんですけれども、その際、ひとり暮らしの見守り等でしている方たちからよく言われるのが、ネットもあれなんですけれども、いろいろな配布物に関して、もっとそういう事業をしているのだったら、高齢の方でもわかりやすいように大きな文字で示してほしいと、そういう声が結構聞かれますので、あといろいろな社協だより等なんかも出ているんですが、そういった部分なんかもいろいろ利用してもらおうと、その受けられるサービスというんですか、そういったやつがよりわかるのではないかと、そういう声も結構聞かれていますので、その辺も持ち帰るのでしたら検討していただきたいと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

あと、その件と、次にお聞きしたいのが、ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業ということで、当町やっているみたいなんですけれども、現在利用者数とか利用状況、そういった面はどのような形になっているのか伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 前段の部分については、鋭意そのとおりだと思いますので、介護保険とかのパンフレットは非常に見やすく大きな字でできているんですけれども、全てそのとおりかと言われれば、議員おっしゃられることもあろうかと思いますが、特に気をつけて今後対応してまいりたいと思います。

それから、あと緊急通報システムですけれども、こちらについては本年11月という現在で、現在の独居の高齢者の方25名が利用しております。実績といたしましては、誤作動とか、これセンサーによって、センサーに異常が出ると通報が入るというものなんですけれども、まれに停電の際にセンサー異常が出ますので、こういったものは何件かありましたけれども、いわゆる本当に危険があつての出動というのは、実績として昨年もございませんでした。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今25名という答弁あったんですけれども、必要とされる方たちというか、大体25名なのか、いろいろ課長というか状況を見て、大体見守りに必要と思われるような方たちというのは把握しているのかどうか伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 緊急通報については、どうですかということで呼びかけはしているんですけれども、なかなか、大丈夫というふうな方もいらっしゃいますし、あとは今回の震災の中で、独居の高齢者の方もたくさんいらっしゃるんですけれども、集合住宅に多く

住まいを求められたという方もいらっしゃいます。結果として、その多くの同じ環境の方がいらっしゃったり、あるいはL S Aさんがいたりというふうなところもあって、一定の安心感を持たれている方もいらっしゃるのかなど。その中で、ですので、このすべからく25人が全員ですということでは全くございませんでして、ただこの緊急通報システム、ちょっと1つだけ課題といいますか、ございまして、固定電話が必要なんです。中には、今携帯電話しか持っていないという方もいらっしゃるんですけども、この緊急通報システムについては固定電話対応ということなので、逆に言えば携帯電話を持てる方ですと、大体四六時中持っている方もいらっしゃいますので、すぐに連絡がつく方がたくさんいらっしゃるというふうなことも想定できますので、それらのある種組み合わせの中で、あるいは携帯電話がなかなか使いづらくなっていくようであれば、固定電話に契約を切りかえていただいて、その中でこちらをお勧めしていくというふうなことになろうかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 2件目まだありますか。（「はい」の声あり）

それでは、ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

9番今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、お昼前に続き質問させていただきます。

先ほど課長答弁あったんですけども、緊急通報システム、それ固定電話でしかできない、そういう答弁ありました。そこで伺いたいのは、昨今I T化が大分進んでいまして、携帯等で見張り機能ができるいろいろなサービスが郵便局とか、あとN T T、そのほか個人の業者でやっているようなんですけども、そういった見張りのシステムを当町でも検討していかれるかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） I T関係、私も実は余り得意ではございませんで、どういうふうな機能があるかということについては、いろいろ調べさせていただいて、今の答弁に後でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 補足して申し上げさせていただきますと、各社でその通信会社が主になるかと思えますけれども、GPS等を使って見守りをしているというのはもちろん承知してございます。ただ、町でそれをすべからく抱えてということになりますと、高齢者が全てそれを使えるのかどうかということにもなるかと思えます。携帯電話、確かにスマートフォンも含めて便利なものではありますけれども、一部便利なものの、その裏に危険も多々潜んでいるというふうに思っております。報道にもございますとおり、高齢者をターゲットにしているような悪人もたくさんいるものですから、その辺は慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 前も町長、課長の答弁ありましたけれども、昨今家庭にいて、動いたかどうかわかるようなセンサー、あともしくは今一番進んでいる部分では、メディカル系ですと薬の銀紙をとったかどうかでも、すぐ医者とか家のほうに通報というか確認できるという、そういうシステムまでできているみたいです。ただ、私今回伺ったのは、そういった課長先ほど言ったようなその心配のないような簡単なシステムで、月1,000円ちょっとぐらいでできるようなやつも結構多いみたいですので、今後そういった見張りの機能として、全額ではなくても一部負担のような形で、例えばひとり暮らしを見ている東京、仙台及びその近くに住んでいる子供さんとかが見ている部分、多々あると思います。そういった方たちを対象にでも、その見張りの事業みたいなものも、今後少しでも検討していただいで、先ほどの高齢者支援の部分の1項目に追加できるか、この場では当然あれなんですけれども、そういった可能性もあるかどうか、町長にもう一度確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、どういうサービスが高齢者の皆さん方にも受け入れやすいかとか含めて、そういうことをしっかりとこちらのほうで調査をしないと、明確に今ここでどのようにできるとかという話では、なかなか結びつかないと思いますので、こちらのほうで改めて調べさせていただきますと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） こういったものも今進んでいますので、現在のような事業も大切だと思うのですが、進化させていただければと思います。

次に、また同じような見守りとして結構効果的だというのが、配食サービスもこの見守りには効果的だというんですけれども、その配食サービスについて、お隣の登米市さんあたりで

もやっているようですけれども、当町でもそういった、行政のほうから押しつける形ではなくて、そういった要望等も今後聞いていって、要望が多ければ対応していく必要もあると思うんですけれども、この配食サービスについても、突然通告もないあれなんですけど、町長どのように可能性として見られるのか伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前にそういった検討もしたことがあると、今ちょっと副町長にお話を聞きましたが、事業者もあると思いますので、そこはいろいろ、ニーズがあるかないかの問題ですから、その辺を検討しながらということになるかと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、補足をさせていただければと思います。

配食につきましては、今町長申し上げたとおりなんですけれども、そういった議員おっしゃられますような、そのニーズというふうな部分に関して、実は今地域包括支援センターのほうで、地域のいろいろなその課題を聞いて歩いて、そして解決に結びつけるということで、そのコーディネーターというのがおります。2名おりますけれども、こういったこの方々が災害公営住宅ですとか、あるいはその地域に出向いていきまして、その課題発見に取り組んでいるんですけれども、その中において、その配食というのも一つの、こちらである程度もしかしたらということで用意していた課題の一つではあるんですが、実際その聞いてみたところ、実際現時点ですけれども、ほぼ配食を希望される方がいないというのが現実です。実際、先ほど町長申し上げたとおり、事業者としては大体300円ちょっとぐらいのところでお弁当を配達しますという民間事業者もいるんですけれども、そこを希望される方が残念ながら今いないという状況でして、むしろそういう特に高齢者の方々については、時折行われるイベントなんかでの会食ですね、そういったサービスはすごく期待しているというふうな方はたくさんいらっしゃいますので、そのニーズを大事にしながら事業展開していければというふうには思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今後ますます高齢化が進んでいって、現在ではそういった需要かもしれませんが、配食サービス等は、先ほど課長答弁あった300円台というのは、隣の町あたりですと原材料費みたいで、あとその分のかかる400幾ら分は町のほうで負担していると、そういうシステムもあるみたいですが、私が今お聞きしたとおり、課長の答弁では今のところ需要が余らないということなんですけれども、そのところやはりひとり暮らしの方

たちの食事を見ながら見守りができるということは、随分効果的な見守りになるという可能性があると思いますので、今後そういった需要をわざわざ掘り起こすのではなくて、確かめながら行っていただきたいと思います。

次に、最後もう一つの確認というか、見守りとして昨今、先月あたり高齢者や障害者のごみ出し支援経費半額を交付ということで総務省から出て、高齢者等のごみ出しに対する補助の半額がこの交付金で出るという、そういう事業が始まったとか始まっているので、そういったやつも見守りの一つとして随分効果的なのではないかと思うんですけれども、その点に関して、突然の通告外あれなんです、町長はどのように思われるか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういったごみ出しの協力する自治体というのがあるというのは存じております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） こちらも先ほど議員からちょっと教えていただきまして、急遽調べましたところ、11月29日総務大臣の発表ということでございました。実は、これもせっかく教えていただいたものですから、うちの状況について取り急ぎ確認をしました。そうしたところ、先ほど申しあげましたコーディネーターさんも、その辺のところも実はいろいろ課題の掘り起こしをしておるようなんですけれども、結論から言いますと、こちらについても現実的にはまだその公的支援を望むというふうなところの要望はないということで、どうしているんですかねというふうなところを聞いてみたら、意外とその隣近所の協力でごみを出していただいていたたり、あるいはその地域の中での自治会ですとか、そういった中でやっけていただいているということでございました。公的制度そのものを否定するわけでは全くないんですけれども、やはりその当町の特徴であります地縁とかそういったものの中で、助け合いの中で解決できるものであれば、むしろそちらのほうがうちの町としてはよろしいのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 今保健福祉課長が申したような状況で、県内では仙台市さんが昨年の10月から開始している状況です。今23%程度の自治体が支援しているということなんです、なかなか推進が図られないということで、特別交付税で措置をするというのが11月29日に記者会見の発表の内容だと把握しております。環境課といたしましても、その対応がちょっとまだ見えないところがございますので、その辺をはっきりした段階でいろいろ調査

研究などもしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） この事業は、どちらかという、今課長答弁あったような都市型かもしれないけれども、今後ますます高齢化が進んでいくと、隣、助け合いもままなくなる時代も来るかもしれないので、今のうちからこういった支援等もある程度視野に入れていただきたいと思います。

最後お聞きしたいのは、私この3点というか、デジタル系の見守りと、あと配食サービス、あとごみのこの回収支援についてなんですけれども、町長の先ほど伺いましたけれども、しつこいようなんですけれども、高齢者支援のうちのこの3つの項目に追加できる可能性が少しでもあるかどうかだけ確認させていただいて、2件目の質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、数に随分こだわっているようでございますが、数にこだわるということよりも、それぞれの高齢者の皆さん方がどういったサービスがあればより快適な生活が送れるのかということについて、我々としてそれに対応しているということですので、今後ともそういった地域の方々のさまざまな意見を聞きながら、その中で高齢者の福祉サービスを徹底していきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、最後3件目の質問とさせていただきます。

けさの新聞で、東北電力さんの原田社長が退任し、樋口社長、火力の畑を歩いてきた人たちですけれども、その方が社長になりました。そのコメントで、早期に再稼働を目指すという、そういう原発なんですけれども、そこで伺いたいのは、2号機の再稼働に向けて、住民の安心・安全の確保をということで、項目といたしましては、UPZ圏内に当町でも水尻なんですか、入っていて、その住民の避難道の確保及び整備について1点。あともう1点は、各種安全対策費の確保について伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目のご質問、女川2号機の再稼働に向けて、住民の安心・安全の確保をということで、お答えをさせていただきますが、まずご質問の1点目、UPZ圏内の住民の避難道の確保・整備についてであります。本町の原子力災害対策における広域避難等計画は、登米市米山町の4施設を避難先として避難の基本方針や避難体制、その他の措置の実施に必要なルールなどを定めて、平成27年8月に策定いたしました。

これまで、原子力防災訓練において、避難措置等の実効性を検証してきたところであります。

ご質問のUPZ圏内の住民の避難道の確保・整備につきましては、現在内閣府が設置した女川地域原子力防災協議会の作業部会において、避難退域時検査場所候補地の選定や、避難を円滑に行うための避難路の確保等について国・県・関係自治体が連携して協議を行っているところであります。本町における広域避難時の避難経路につきましては、三陸道が町内で全線開通したことなどを勘案し、南三陸町スポーツ交流村を避難退避時検査場所の候補地に選定し、三陸道または国道398号の複数経路による避難案として内閣府及び宮城県と最終調整を行っているところであります。

なお、国・県においては、広域避難に関連した新たな道路整備は行わず、既存の道路網による避難経路の選定を基本としております。今後も引き続き国・県及びPAZ・UPZ自治体との連携を密にして、広域避難等計画の検証、見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、各種安全対策費の確保についてであります。現在本町に配備をされております広報車や原子力防災資機材、宮城県緊急連絡網システム等については、全て宮城県において整備などし、PAZ・UPZ自治体に配備がなされているものであります。このようなことから、原子力対策に関しては、国・県からUPZ自治体に対する直接的な財政支援はございませんが、宮城県が主体となって必要な安全確保対策等を行っているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず、避難道についてなんですけれども、先ほど町長答弁あったんですが、新たな道路はつくらないという、そういう答弁ありました。それでは、避難する際に今後拡張とかそういった部分での改修は見込めるのかどうか、その点おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、既存の道路網、これを利用して避難ということになるかというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その際に渋滞というか、スムーズに避難できるという、そういうシミュレーションはできているのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 基本的には、既存の道路の中で大きな混乱なく避難できるように訓

練を今しているところですので、混乱はなく避難させられるようにしていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長答弁あったように、混乱なくということでも、もうある程度避難するとなると、皆さんパニック状態に近いと思いますので、当然我先というそういう思いで皆さん避難すると思いますので、そのところもある程度想定というかしていかないと、安全は確保できないのではないかという、そういう取り越し心配みたいなことも考えなければいけないと思います。

そこで伺いたいのは、その既存の道路とって、先ほど町長の答弁で、三陸道開通したという、そういう答弁ありました。三陸道で避難する場合に、例えばの話なんですけれども、いろいろ風向き等もあるのでしょうかけれども、三陸道を一方通行に両車線使って避難するという、そういう事態というか想定というか、しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これからの計画ではありますけれども、基本的には県のほうで計画を示していく、それに町の新しい道路を利用した、少なくとも2種類以上の避難道をとというような計画になっておりまして、398号線あるいは三陸道という形にはなっておりますが、一方通行での避難という形はとっておりません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 避難に関してなんですけれども、UPZ圏内の方たちだけ避難するのでしたら、それでも十分だと思うんですけれども、当然水尻以北の方たちも避難すると思うので、そういったところを想定した場合に、やはり三陸道を、例えば南三陸インターから両サイドに、両車線使って避難するとか、そういう訓練までできるかどうかわからないんですけれども、そういったことも想定しながら、この避難路の指定というか確認等していく必要があると思うんですけれども、その点もう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 避難の関係については、新聞報道等でもいろいろ懸念を示されているというのは、新聞で多分読んでご承知だと思いますが、したがって、我々はこの訓練を通して、その実効性をいかに検証を積み重ねていくかということが大事だというふうに思います。今ご質問にありましたように、全く渋滞しないのかということになりますと、決してそうではないというふうにも思います、ケース・バイ・ケースですが。例えば、避難の退域検査ポイントというのがありますが、その場所、ベイサイドアリーナを想定してございますが、

相当の面積が必要になりますので、せいぜいこの南三陸町ではベイサイドアリーナ以外なかなか見つからないのかなと思いますが、いずれそこでの退域検査ポイントに車が入ってきた際にも、そこでもう相当の検査がちょっとかかりますので、そこでの渋滞とか含めていろいろ想定される部分がありますが、いずれそういう問題を一つ一つ検証していくということが非常に大事なんだろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長今言われたとおりだとは思いますが、それで検査ポイント等を設置する上でも、避難する際に当然、さきの震災のときもそうだったんですけども、風向きとかそれが多分重要だと思います。だから、そういった風向き等に関しても今後、あしたはあしたの風が吹くみたいな、そういったやつではなくて、今異常気象うたわれている中で、ある程度この季節によってどういった風なのか、そういったことも分析する必要がある今後生じてくると思うんですけども、そういった風向き等に関する重要性とか、そういったものは町長認識しているかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今風向きの話になりましたが、不確定要素はほかにもございます。基本的には、例えばUPZ、うちの町ですが、世帯数として想定になっているのは600世帯で、約1,700人ぐらいということになっておりますが、果たしてそれでいいのかということも当然これは加味しなければいけないと思いますので、いろいろな不確定要素が出てきた中で、どのようにそれに対処をするかということをとータル的に考えていく必要があると、私はそう思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） わかりました。避難道に関して、そういった町長答弁あったように、避難する人数、それも当然あれなんですけれども、やはりこの逃げる方向を誤ったら、それはもう安全確保できなくなるので、そのところも十分トータルの部分に考慮していただきたいと思います。

そこで、第1点の避難道の確保とか整備、整備はしないということで、私実はグリーンロードとか県北高規格道路の延長ではないんですけども、もう少し、以前ですと高速道ができる、それまでにアクセスする道路を整備していくという、そういう震災前の道路整備の手法とか状況もあったものですから、今回町長の答弁で、新たな整備とかそういったものはしないのかできないのかわからないですけども、少しは要望していけば可能に

なるのか、そこのところ答弁いただけるのでしたらいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど整備はしないというお話をしましたが、基本的に整備に対する例えば国初め、県初めそういった道路整備の財源は確保できないということです、整備ができないというよりも、ある意味環境的に難しいといったほうが正解かもしれません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、避難道の確保・整備については、そういった町長今答弁あったような状況だということでもわかりました。

次に、2つ目の各種安全対策費の確保ということについて伺いたいと思います。

町長覚えているかどうかわからないんですけども、震災のずっと前なんですけれども、私女川の原発をされていて、何かあった場合に当然うちのほうの町まで影響があるのではないかと、それなりのこの対策費ではないけれども、以前は言葉を悪く、たかってもいいのではないかと、ある程度対策費をおねだりしてもいいのではないかと、そういう質問もした経緯もあることを覚えているかどうかわからないんですけども、今回震災に遭って、このような状況になり、今後このUPZ圏内及びその近隣にも地域対策費のようなものが、国か電力さんかどちらからかある程度幾らか見てもらえる可能性が生じているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初の答弁でお話しさせていただきましたが、こういった対策費で必要な施設整備、機材等も含めてですが、それは町で必要な分については宮城県のほうからそれを設置していただけるということになっておりますので、新たなその交付金といいますか、そういった考え方そのものについては、制度もございませんし、これはなかなか難しいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今町長、県のほうからということで、必要な部分は対策費として見てもらうということなんですけれども、例えば乱暴なあれかもしれませんけれども、こういったUPZ圏内のあれで、電源三法のほうからどうにかいただけるような、そういったシステムという状況ではないのかどうか、現時点でのあれが町長おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 電源三法のご質問ですが、交付対象団体がもう明確になってございまして、県それから石巻市、女川町、こういったところへの交付金という制度になってございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 現在だと、当然県、石巻、女川ということで答弁いただいたんですけども、今後当町として要望というか、そういったことに組み入れるような要望等をする考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういった話の前段で法改正をしなければいけないと思いますので、なかなかハードルは高いと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 当然、法改正必要なんでしょうけれども、その法改正をそれなりの人にお願いというか、する考えがあるかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の時点で、その考えがあるかないかということでいえば、今の時点でその法改正を町から求めるということはないというふうに言わざるを得ません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、求める気がないということでわかったんですけども、そこで伺いたいのは、県からのお金があれするかどうかわからないんですけども、安全対策として1件だけ伺いたいと思います。こういったUPZ圏内で、シェルター機能を持った場所というか施設というか、そういったやつを求めて、機能するような部分を求めていく必要があると思うんですけども、そういった考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どれぐらいのシェルターを想定して、この議論をおっしゃっているのかわかりませんが、相当の規模と相当のそこに備蓄も含めてそうですが、大変な財源が必要になってくると思いますので、それが賄っていただけるのかどうかというのは私にもわかりませんが、どれぐらいのを想定して質問しているんですか。

○議長（三浦清人君） これも反問権行使を許可します。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） シェルターといえば聞こえがあれなんですけれども、私UPZ、戸倉及びこの黒崎地区なんですけれども、そこで戸倉の団地の方たちは、シェルターといいますか

小学校の体育館等あるので、そちら使えると思うんですけども、それ以外の方たちがもし必要となるようでしたら、私きのうの同僚議員の質問でもあったんですけども、何か昨今利用の方法を検討しているという以前の戸倉中学校の体育館を、そのしっかりしたシェルターとかではなくて、シェルター機能を持った建物にしていく方策も、一つのこの安心・安全には寄与するのではないかと思うんですけども、その戸倉中学校の体育館は、そういった機能を持たせるという名目といたらちょっと変なんですけれども、機能を有する施設にはできないかという、そういう考えでの質問でしたので、答弁いただけるのであればお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本、戸倉中学校の体育館は被災した体育館でございますので、それをシェルター機能を持たせるような改修というのは不可能だと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。もう少しまとめて、簡明ではなくまとめて。

○9番（今野雄紀君） わかりました。そして、シェルター機能を持たせるという、しっかりしたシェルターではなくて、そのシェルターにもよるんですけども、何日間いられるとか、短期的なもの、そういった簡易的なシェルターと言ったらおかしいんですけども、そういったやつの機能を持たせることも可能ではないかと思うんですけども、そこに先ほど課長答弁あったような備蓄の倉庫兼としたり、あとは普段は、私再三言っているんですけども、子供たちが遊べるようなボルダリングのようなものができるような形での改修というか、機能を持たせることもできるのではないかと思うんですけども、こういったことは夢物語なのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） しっかりしないシェルターは、意味がございません。しっかりしなくてもいい、そんなしっかりしなくてもいいというシェルターは、つくっても機能もしませんし、有効でもないということは、多分今野議員もわかりながらご質問していると思いますが、いわゆるそういった施設をつくるということについては、相当のものをつくらないと守ることができないじゃないですか。そこはしっかり考えていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 随分厳しいというか、町長の答弁で、私はこの屋内退避というこの安全を守る方法がありますけれども、その延長線上のような形でのこのシェルター機能という、浅はかといいますかそういった考えでの質問でしたので、町長のその完璧な安心・安全を

100%担保できるシェルターの形ではないということをおわかりいただければと思います。

そこで、今回のこの再稼働に関してなんですけれども、近々UPZの首長の何か会合があるということを知りました。そういった場面において、町長がそういった会合の中でどういったことをこれから発言していくのか、この場では言えないんでしょうけれども、あそこをお願いにはしたくないんですが、町長この、私も随分前からつけていたこのバッジありますけれども、この中の意味と申しますか、当町はエコタウンへの挑戦、当然持続可能のエネルギーその他も視野に入れ、もっと進めてラムサール、環境に対して十分配慮したまちづくりを進めています。今回、この女川原発の再稼働に向けて、町長バッジつけているので、このバッジが表だけではなくて、そのもっと奥の胸の中にも……入っているという、そう信じていますので、その5市町とするUPZのその首長会議は、もし発言の機会があるのでしたらどのようなことを伝えていくか、この場で突然なんですけれどもお伺いできればと思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） UPZ会議、いつ開催するか、ちょっと私も確認したのですが、わかりませんが、いずれそう遅くない時期に会議も開かれるだろうというふうに思います。私というよりも、5人の首長さん方の考え方というのはみんな同じです。いわゆる地域の住民の安全・安心をいかに守るかということに、根本はそこにございます。その中での議論を踏まえてやりますので、今お話しのように、我々としてもしっかりとその辺のお話し合いはしていかなければいけないと思いますし、またこちらとしても女川原発の安全性をしっかりと担保していただきたいというお話は、当然のごとく出てくるというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の答弁で、当町もUPZ圏内に入っていますので、この近隣のUPZ圏内の首長との連携を期待して、今野雄紀、質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告7番後藤伸太郎君。質問件名、1、初動対応の検証は十分か。以上、1件について一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） それでは、一般質問させていただきたいと思っております。

初動対応の検証は十分かということで、町長にお伺いしてまいりますが、まずその初動対応とは何のことですかという話なんですけれども、南三陸町東日本大震災職員初動対応等検証報告

書というものがございます。私も今手元に持っているんですけども、東日本大震災から8年と9カ月余り、まずこういうものがつくられて公表されているということを知っておいていただきたいということも、質問の意義として一つございます。

この検証報告書の1ページ目に、検証の目的としてこう記されております。「東日本大震災に係る南三陸町の職員の初動対応について課題や教訓を整理し、課題に対する対策の方向性を取りまとめ、他の自治体等へ伝承することを目的とする」というふうにされておりますけれども、その目的を達成できる内容に果たしてなっているのでしょうか。内容をよく読みますと、同じ文言が繰り返されていたり、震災から8年余りを経て公表されたものとしては内容が希薄なのではないかと感じてしまいます。また、この報告書の作成にかかった期間と費用はどれほどのものなのでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の初動対応の検証についてお答えをさせていただきますが、東日本大震災に係る職員初動対応等の検証につきましては、昨年度東北大学災害科学国際研究所に委託して実施したものであります。ご質問にあります本業務の期間と費用につきましては、期間が3カ月程度、費用は決算でも申し上げましたとおり50万円ということになっております。

初動対応の検証につきましては、発災から2カ月程度の対応で職員が感じた課題を把握、検証し、これに対する対応策の方向性を示して、他の自治体でも活用できるように取りまとめたものであります。検証につきましては、聞き取り調査とアンケート調査の2種類、退職した職員も対象として実施をしておりますが、アンケート調査につきましては、有効回答率が約3割と低い結果になっております。これには、年月が経過しても思い出したくない人、年月が経過したがために思い出すことのできない人、相当数いたものと考えております。また、ヒアリングにおいても、心的なストレスとならないように細心の注意を払いつつ実施したところであります。

このようにしてまとめた報告書につきましては、職員が感じた課題と事前防災の要素も含んだ対応策が取りまとめられておまして、一定程度所期の目的は達成されるものと考えておりますことから、今後は震災伝承活動の一つとして活用していくことといたしております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、自席から一つ一つお伺いしていきたいと思っております。

費用とそれからかかった期間、これについては今ご回答をいただきました。内容を拝見いた

しますと、ヒアリング等に関しましては2月から3月について行いましたと、まとまったのが3月という話ですので、非常に短いなというふうに率直な感想としては感じております。一番大事なところは、目的を達せられているのかということをございますが、私といたしましては、これはやっぱり目的の達成までには至っていないのではないかと。端的に申し上げれば、町のあの東日本大震災に対しての検証による報告ですね、これがこの程度というふうに思われてしまって本当にいいのだろうかという内容なのではないかと苦言を呈さざるを得ないというのが私の考えです。そこにはいろいろご意見あると思いますので、少し細かくなってしまうかもしれませんが、お話をさせていただきたいと思います。

まず、今お話の中で達成されていますかということをお願いしたら、課題を拾い上げましたと。それに対しての対策の方向性を取りまとめたというような、それを一定程度ごらんになっていただければ教訓が引き出せるような内容になっているのではないかとというようなお考えのようですけれども、その課題から対策の方向性という内容が少し薄っぺらい、安直過ぎるのではないかと感じております。

具体例を申し上げますと、例えばこの3ページには災害対策本部に当時人が殺到してしまったというような内容がありますと。それを防ぐためにどうしますかという話、対策の方向性になりますと、個人個人にテレビやラジオが見られる情報端末を持たせればいいのではないかとというようなお話。または、渋滞が起きてしまった、あの震災当時ですね、車で逃げる方がいっぱいいらっしやったので渋滞に遭遇してしまったと。それに対する対策、読みますと、浸水が想定されない地域であれば交通整理のための人員を出したらいいのではないかと書いてあるわけですね。例えば、水で困ったと書いてあれば、じゃあ水で困らないように事前に協議をしましょう。燃料で困ったとなれば、燃料を持っているところに事前に燃料の融通方法を協定で結んでおきましょうと書いてあるんですね。もっと踏み込んでといいますか、果たしてこれで、あの東日本大震災で大きな災害、大きな被害を受けた南三陸町が取りまとめた内容として胸を張って言えるものだろうかという疑念が私にはあります。1件1件細かく答えていただく必要があるかどうかはわかりませんが、どうでしょうか、これでもう十分ですというお考えなのかどうか、まずは伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 協力していただいた職員あるいは退職した職員のいわゆる考え方といいますか、そのことについては、私はとやかく言うつもりは全くございません。その方々が率直にそう思ったことを述べられたということです。ですから、3割という数が多いのか少な

いのか、そこは皆さんのそれぞれの考え次第でございますが、私はある意味3割の方がよく答えていただいたというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 一つ一つのその考え方というよりも、これヒアリングでその対策の方向性までヒアリングに答えていただいた皆さんのご意見ということなんですか。私はてっきり、こういう課題があったという話をヒアリングもしくはアンケートでお答えいただいて、それについてこうすればよかったかもしれないねというのは、この取りまとめた方がご自分の意見といたしますか、そういう対策、そういう課題があることに対して、こういう方向性もあるのではないかと示したものかなと思ったんですけれども、そうではないんですか、この対策まで含めて答えていただいた皆さんのそれぞれの思いがそのまま反映されているということなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） その対策の方向性につきましては、ここに受託した大学の方が自分の考えで述べたというものでは逆にございませんで、職員の答えた中から、さらにまた大学の先生が追加すべきことという部分でアンケート調査とか広く勘案した上で、そういった方向性をここに記したというものでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） はい、わかりました。

では、その一番重要なのが、その初動対応というものですかね。あのとき、あの瞬間どう行動したのかという部分だと思います。これは、先ほど最初のお答えの中でも、なるべくヒアリングに関していえばストレスにならないように、アンケートに関していっても、やはり思い出したいくないと、思い出せないというような答えがあったと。その中で3割もの方に答えていただいたのは、むしろ町長としてはよく答えてくださったなという思いがあるというようなお話でしたけれども、それを勘案しましても、まとまっではないんですよね。どういう答えがあったかというのがずっと箇条書きになっている部分がありまして、初動というのがどこまでの範囲なのかというのがちょっと明らかでないなというふうに、私は読んだときに感じました。先ほど1回目の答弁ですと、発災から2カ月ぐらいの行動を調査したものだということですので、一つ確認ですけれども、この初動対応、初動の範囲というのは発災してからまさに数時間、もしくは当日、もしくは翌日ぐらい、まさにそのときということなのか、そこから2カ月の間、ここまでも含めて、これが全部初動ですというお考えなのか、こ

れどういう認識でおられるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ここでうたっている初動というのは、その発災当時ということだけではなくて、発災をして、そこからどういう対応、いわゆる町民対応をどうやっていったのか、あるいはさまざまな支援が入って、そこでどのように職員が動いたのかということ、このある意味修羅場の2カ月間を検証したというのが、この初動対応の期間の設定の仕方はそこにあるというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうしますと、内容全部で55ページぐらいありまして、内容が第1章から第5章までありまして、読んでいきますと、今これ聞いていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、第1章で概要が話されています。第2章はデータです、こういう震災でしたという、震度がどうかですね。第3章が、いわゆる避難行動といいますが、その瞬間もしくはその日にどうやって行動したのかということが大体第3章です。今町長がおっしゃった、災害があって被災をして、町が壊滅的な状況になって、そこからどうやって対応していったかという2カ月の間の内容が、この第4章に大体まとめられています。第5章はまとめということで、今後の展開ということになっているんですけども、第3章が避難行動で、第4章がその後の対応です。初動というのはどっちを指すんですかという話をしましたら、全部ですという話ですよ。そこから災害があってから2カ月の間全ての内容を指しますと。

で、この初動という言葉に、もしかすると一部の町民の方とかが期待しているものとはちょっと違うのかなということ、ご意見として耳にいたしました。それを少しお話しさせていただきましても、あの日の職員の皆さんがどう動いたか、または誰がどこにいたのかということ、これを明らかにする目的でつくられた検証ではないというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 端的に申し上げれば、そのとおりでございます。職員が発災直後にどこにいたかという検証につきましては、25年の3月に、職員だけではありませんが、行政区長さんあるいは民生委員、消防団、そういった方々がどういう場所でどういうふうな初期的な行動をしたかというのは、災害検証支援業務ということで25年3月に一旦やっております。それをベースにした上で、職員が災害対策本部という部分をどのように運営していったのかといったところが、今回の主眼になります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）そこはすごくセンシティブなところでもありますし、私はこの質問、通告するときに、重要な部分だろうとも思っておりました。例えば、プライバシーに関することとか、個人の責任を迫及するような材料になってしまうことは、これは恐らく誰も望んでいないことだと思いますので、そうではないのだということは今改めて聞かせていただきましたので、私も思いを同じくするところかとも思います。ただ、一方でそうでない方ももしかしたらいるかもしれませんが、町の考え方はそうだということを明確に述べていただきました。

少し角度を変えまして、側面から2つ3つお伺いしたいのですけれども、先ほど2回目の答弁でしたでしょうか、これは南三陸町と東北大学の災害科学国際研究所というところにご依頼なされてつくられたというふうに伺いました。その依頼したところのですけれども、これも町民の方から、私はこの質問をしますよといったら、ぜひこれも聞いてくれと言われて、なるほど、そういうこともあるのかと伺った部分でもあるんですけれども、震災前からその町の防災計画であるとか、災害に対する対応として非常に助言をいただいていたところだというふうに伺いました。そういった震災前の計画にかかわっていた方に、震災後の初動の対応を検証していただくというのは、自分たちでやったことに対しての検証を自分たちですというようなことになってしまうのではないかというふうに思うのですけれども、そうではないのでしょうか。もしそれが誤報なのであれば訂正したいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君）町長。

○町長（佐藤 仁君）震災前から首長をやっている人間として、今ご質問の東北大学災害科学国際研究所にさまざまな指導をいただいたという経緯は、私の記憶ではございません。

○議長（三浦清人君）関係する方かという質問なんです。名前が変わっていても、その関係する方がいたのではないかという質問なんです。関係者いないのですか。町長。

○町長（佐藤 仁君）全くいないというわけではございませんが、東北大学だけではございませんで、震災前からいろいろな大学の方々のいわゆる災害対応ということで、いろいろ意見交換をさせていただいたりというのはございますが、一部多分、今村先生ぐらいは入っているかもしれませんが、それ以外はほとんど入っていないというふうに思っています。

○議長（三浦清人君）後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）再度、一応確認させていただきますが、私が申し上げたような、自分たちでつくった計画であったり、自分たちでつくったというのはおかしいですね、かかわっていたというところに、また検証をお願いするというところには、基本的には問題ないと、

逆に町のことをよく知っていただいている方をお願いできてよかった、どうのご意見かわかりませんがね、そういう思いがあるのか、そこについては何ら問題はないという認識なのかどうかだけ、一応確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） はい、特にその辺は問題がある、ないとかといったようなものではないと思います。ただ、より町のことを非常にわかっている方が、またその部署の別な担当の方がこういった検証業務に携わっておりますし、そういった部分では問題はないのかなというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、また別な観点からですが、行政報告がございました、定例議会の一番最初ですね。避難訓練をやりましたというような内容でした。今回のこの初動対応、まさにその当日どう避難したかとか、そういうことではなくて、災害にどう対応していったのか、皆さんがどういうふうに活動して、その中でこういうことが困難であったということをもとめたということですので、これはやっぱり避難訓練であるとか、そういったものには反映させて活用して生かしていかなければいけないのではないかなというふうに思いますが、端的にそこだけ抜き出して答えることは難しいかもしれませんが、この検証の内容が今回の避難訓練もしくは前年度でもいいですけれども、今年度、昨年度の末にまとめたものですから、生かすとすれば今回しかないんですけれども、どういった反映が行われていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 避難訓練という言葉がありましたが、先ほども申し上げましたが、最初に初期行動としてどのような行動を行ったかという調査については、既に防災計画に反映させようということで、25年の3月にそういった災害検証の業務を一旦行ったら、それで防災計画書をつくり上げていったという、まずはその経緯がございますので、そこはまずご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ここで出てきている内容を見ますと、実際その修羅場となっている現場において、それぞれが生きることに一生懸命に過ごした経験をもとに、後から考えればこういった対応が必要ですよということが出ているのかと思います。一つ一つの経験を、その訓練の形にというのはなかなか難しいんですけれども、今回のこういった調査をするこ

との中でやっぱり最も大きいのは、自然に対する人間の心構えとといいますか、そういったことを踏まえて、その実際に災害が起きたときに、その気持ちで避難行動であったり、あるいは防災活動であったりということを取り組むという、そういった部分での訓練への活用ということにはなっているかとは思いますが、個別にどの部分がどこに生かしたのかということになりますと、ちょっと申しわけないんですがありません。ただ、例えば既に民間の事業者との協定を結んでおいて、震災前にはそういった機能がなかったものを訓練の中に取り入れたいという部分では、進めている部分かなと考えております。

○議長（三浦清人君）　ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後　2時10分　休憩

午後　2時27分　再開

○議長（三浦清人君）　それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

5番後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君）　今休憩前、少し側面からといいますか、避難訓練にどうやって生かしていくのでしょうか、もしくは今回何か取り組んだことはありますかというふうなお話でしたけれども、まさにここが一番、さっきから一番重要なことで何回も言っているような気がしますけれども、重要なことの一つかなと思ひまして、どう生かすのということだと思ひんです。

そのためには、先ほど言いましたような、その当日どう避難したかとか、そういうことよりも、その災害が起こったときに行政にできることというのは一体何なのか、それから町民はどう行動して、それに対する外部からの支援がどうあって、それをどう受けとめて生活を再建していくかというところにはこういう苦勞がありますという知見ですよね。そこが、今回初動対応という名前でしたので、まさにその日どう動いた、最初の一歩目どう踏み出したんだという話に、どうも勘違いされてしまいがちですけれども、そうではなくて、そこから第一歩目は逃げるために踏み出して、命を長らえたその先でどういうふう動き出したかということ初動だと捉えての考えであれば、防災について考えたい、減災について考えたい、学びたい、参考にしたいと思う人が、まさにその検証の報告書を読んで勉強したい部分は、まさにその発災した後、その後どうしたのという話だと思ひんです。

その内容が、先ほど申し上げたように、どうもこの課題に対して、一つ一つの課題に対し

での対応策としては成立はしているんですけども、まとめて読みますと、どうもそれぞれこういうことが困ったから、じゃあ事前にこうしておけばよかったね、で終わっているような気がするんです。「事前にこうしておけばよかったね」はなぜできなかったのか、そこを乗り越えるためにはどういう法的なハードルがあるのか、もしくは財源が必要だったのか、もしくはどういう考えがその当時自分の反省として持てなかったのか、というような知見であるとかいわゆる教訓ですよ、そこにこの報告書だけではたどり着けていないように感じるんですけども、再度お伺いします、どのように捉えられますか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） どこまでの教訓、数も絶対数として少なかったということが、全体の中身の薄い中身になってしまったという一つの要因は確かにあるかと思います。ただ、事前にこういうところをこうしておけばというぐらいの状況下であったかと、震災前も含めてですね、財源があればどうのこうのと、あるいはこうであればこうだとか、というそういう仮定そのものも、持ち合わせる事が当時はできなかったのかなというふうに思います。

私自身も、防対庁舎で被災して、その後災対本部から仮設庁舎に至る経緯までのことを自分で振り返ってみても、お金とか支援とか、いわゆる受援の考え方もありませんでしたから、そういったところを向き合って分析するというまでは、なかなか当町の職員は今そこまでは思っていないのではないかなと。結果的に、周りから言われてそうですねという部分はあつたりしても、自分からこうあるべきという部分まで、今回の震災に対して向き合うことがなかなか難しいぐらいのレベルの震災だったのではないかなというふうには思っております。それが表上になかなか出づらいと。

当然、今回の調査、アンケートの中でも、ある職員については、これ以上は心的な部分から答えられないとか、実際そういうふうに途中で終わっているアンケートもありまして、そういう方々も、本当はこうなんだろうなと思いつつも、正解を見出すことがなかなかできない。周りが単純に分析して、ああそうだね、それで自分の考えが伝わっているわけでもないし、それが正解かどうかはわからないといったところが、最終的にこういった検証の結果になっているのかなというふうには分析しています。ただ、それをこうやったらこうでないかという部分までは、実際に携わった私も含めてなかなか持ち合わせていなくて、検証という部分は、どこまでの何をどうやるべきかという部分は非常に難しいものがあるなというふうに率直に感じております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） その後出しじゃんけんのように、検証結果出てきたものに対して難癖つけるというのは非常に簡単な話ですよ。これがその薄っぺらいよねとか、数が少ないよねと、自分で言っていてなんですけれども、ある種ひきょうといいますか、誰にでもできるよね、そんな批判は、という話です。ただ、これがこの先につながっていく可能性があるから、やはり今議論しなければいけないんだろうということはすごく思うんですね。

先ほどの質問の趣旨といたしましては、これで本当に十分でしょうか、これでもう完結してしまう話ですかということです。でも、今お答えの最後のところに、こういった検証すること自体が非常に難しい、そこまで具体的な対策、例えばこうしたらどうですかと提案まで持っていくのは非常に難しいよということは、質問の中の趣旨をある程度酌んでいただいたのかなと思うんですけれども、まとめに入っていきたいと思うんですけれども、この検証報告書の中でもまとめというのがありまして、ただ具体的なことは余り言っていないんですね。ページ数にするとたしか2ページか3ページぐらいだったと思うんですけれども、文章の多寡は問題ではないと思ひまして、そこにどう書いてあるかといいますと、これらをさらに精査し、検討を重ね、普遍的な知恵として社会化していかななくてははいけないとあるわけです。ということは、やっぱりこの先があるわけですよ、検証は検証として。期間の問題とか費用の問題、少し疑問もありますけれども、検証の成果物として出てきたものがありますと、再三再四これで目的を達成できていますかと申し上げているのは、きっとこれだけではまだ足りないんですよということを、認識を一緒にしてほしいから何度も申し上げているわけです。今後の防災教育であるとか減災の取り組みに向かって、この検証の報告書、またはこれ以外にも防災計画をつくるために行った、先ほどありました災害検証支援という事業ですか、平成25年度に行ったら、そういった内容も含めて、今後あの震災での経験をどう生かしていくのか、ここについても今のお考えをお伺いしたいと思います、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この検証結果につきまして、私も全て読ませていただきました。ある意味、この検証の仕方というのが、一つのアンケートとか含めて聞き取りも含めてそうなんです、こういう方法でない方法もあったのかなというふうに実は思っています、というのは、多分あの災対本部の中の様子については、一番詳しいのは私だと思っています。したがって、これを読ませていただいたときに、私の記憶違いなのか、あるいはこのアンケートに協力した職員の記憶違いなのか、それはわかりません。わかりませんが、明らかに自分の思いと違うところが何点もあります。これは、ある意味年数がたった記憶違い、あるいは

思い出したくないというのも十分あります。

ですから、そういうことを差っ引いても、もう一つ手法としてやるべきだったのは、当時同じ役職、職場にいて、その仲間たち、ある意味全て協力してくれる人でいいんです、その方たちでみんな意見を出し合って、その辺の記憶の修正、こういうことをもう一つ踏まえて踏み込む必要があったのではないのかなというふうに、私はこの読ませていただいて、そう実は率直に感じている人間です。ですから、そういう中で改めてこの報告書、次にどうステップを踏んでいくのかということになったときに、もう一度改めて精査をする必要も多分あるのだろうというふうに思っております。これが全て事実ということで捉えられる内容かという、繰り返しますが、そうでない部分が結構、私の記憶では違うところが結構あります。ですから、そういうことを含めて、もう一度その中身に書かれていることが本当にこれがそうだったのかということの原点に帰ってもう一つやってみるのも、一つの手法だなというふうに私は思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 非常に重要な話かなと思います。おっしゃるように、私自身もあのときどうだったっけという話を、もしくはその私は一つきっかけがありまして、志津川小学校に避難していたんですけれども、その避難所の運営に携わってまして、そこで書籍を出版しようとなったときに、当時のことを聞かせてくださいと、いろいろインタビューに答えたんですね。やっぱり同じようなことがあったわけです。私はそうだ、こうだったなと思ったけれども、いやそれは違う日付だったよと違う人に言われたりとか、あのときいたのはあなたじゃなくてこの人だよとか、やっぱりあるわけですよ。その真実を一つ一つ、現場検証と違いますから、何が真実で何が正しくないのかと、誰がうそを言っているんだみたいな話ではないんですけれども、その集めてまとめて洗練していくといいますか、恐らく本当はこうだったのだろうという、それぞれの言っていることは微妙に食い違うけれども、きつとこういう実像があったのだろう、だからやっぱりこうすべきなのではないかとか、南三陸町ではそうだったけれども、うちの町は状況が違うから、じゃあ南三陸はこういう教訓だけれども、うちはこうしようとか、そういう次へつながる学びをつくっていくためには、今町長がおっしゃったような、少し複数の人数で話し合うとか、そういう場をつくっていくということは非常に大事だろうと思います。やりましょう。

祈念公園が一部開園しますね。震災伝承館、昨日の一般質問ですと、今教育プログラムを作成中だということですが、震災伝承館の整備等も進んでいきます。そこでの学び、伝

承、こういったものにしっかりとつなげていかなければいけないと思います。この検証結果をバージョンアップといいますか、もっとわかりやすい形で、今町長が言ったような手法を組み入れるのも一つの手だと思いますが、していかなければいけないと思います。それを私はしていただきたいと。このまま、ただぼんと報告書ですよと置いていくのではなくて、これを生かして伝承館の設備にこういうものを盛り込むとか、次につなげていっていただきたいと思うんですけれども、そういうお考えは今ございませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この震災の検証は、非常に難しいなと私思っているのは、後藤議員が避難をした志津川小学校の避難所という本も、私全部読みました。客観的に読ませていただいて、大分そうではないねという部分は随分ありました。いわゆる悪者をつくらない、全てがよい人というくくりである本はつくられております。ですから、そういう意味ではきれいごとで終わっている部分というのは、多分にあの本にはあります。それほど検証するということの難しさ、それを文章に起こすということの難しさというのを、つくづく私は痛感しております。それは前提としてお話ししますが、もう一つ今お話ありましたように、今度はラーニング施設をつくります。当然、その場所にラーニングで何を、じゃあそこに行った方々が勉強するんだというふうになったときに、当然こういう書類、検証、これもその場所でどのように皆さん方にうまく伝えることができるのかということが、ある意味でこの検証したことによっての一つの大きな成果が、そちらのほうにあらわれてくるというふうに思っておりますので、そういうことも含めながら、我々として次につないでいくことが大変重要というふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） これで終わりにしたいと思うんですけれども、検証とは何のために行うのか。この先起こり得る災害による被害を少しでも軽減するために行われるものだと思います。決して誰も予想もできなかったし、防ぐこともできなかったあの災害の被害を、被害の責任を誰かに負わせるためにするようなものではないと。東日本大震災クラスの災害というのは、そうは起きないと思います。想定される中での最悪の災害での体験というものは、非常に貴重なものがあるだろうと思います。しかし、きょうここで議論をさせていただいたように、一人一人の記憶に頼るだけでは、その検証にはやはり限界があります。有効な対策であるとか、教訓というものにしっかりと結びつけていくということは、これ非常に難しいということは、町長も担当課長もおっしゃっておられました。それを可能にするために、こ

ういった検証が必要なのではないかなと思うわけであります。

きょうは、これをごらんの皆さんがきっとカメラの向こうにいらっしゃると思いますけれども、ぜひお伝えしたいんですけれども、皆さんがあの時した体験談というものは、未来の命を救う光になる可能性があると思います。つらい記憶ですけれども、多くの方に口を開いていただいて、ご意見をお寄せいただきたいというふうに思います。そして、それだけの痛みを伴う証言なんですから、もっと上手にまとめてほしいなど、次につながるものにつくり上げていただきたいなど、そう願うわけでありますけれども、町長のお考えをお伺いいたしまして、質問を終わりにいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後藤議員から、思いをお聞かせをいただきました。本当に体験をしたくない、経験もしたくない、そういう悲惨な東日本大震災でしたので、二度と次の世代の方々にこのような思いをさせたくないという思いは、我々共通で持っております。したがって、そういった我々の体験したことをしっかりとお伝えをすると、そして次の世代の命を守るということのためにこれを供するということの強い思いで、この検証作業をまたもっと精査をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告8番倉橋誠司君。質問件名、1、南三陸町環境白書について。以上、1件について一問一答方式による倉橋誠司君の登壇発言を許します。倉橋誠司君。

〔2番 倉橋誠司君 登壇〕

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋誠司でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、まず通告8番に従いまして一般質問を登壇より行わせていただきます。

質問事項は、南三陸町環境白書についてでございます。質問相手は町長であります。

現在、地球温暖化対策についてCOP25という会合が、スペインのマドリードで行われております。この中で、2018年の温室効果ガスの平均濃度は観測史上最高を更新したと報じられております。また、今年4日には石炭火力発電によりまして、日本が温暖化対策に消極的という理由で、環境NGOによりまして化石賞ということでも不名誉な賞を受けたということも報じられております。

去年1年間の中で、異常気象の被害は日本が最も深刻だったとも報じられました。去年の災害の理由としましては、岡山・広島・愛媛を中心に大きな被害が見られた西日本豪雨、それ

から関西空港も孤立された台風21号、それとあと各地で観測されました猛暑というのが理由として挙げられました。

我々の南三陸町町民憲章の中に、町民憲章1節から4節までありますが、第4節に「大きな自然の手のひらに抱かれている町 南三陸」ということが書かれております。また、南三陸町環境基本条例、この前文の中には「町、事業者及び町民すべての者の協働によって、豊かで恵まれた自然環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する」ということが記載されております。

これら町民憲章それから環境基本条例を踏まえまして、当町は自然環境の保全・維持を重視しているというふうに判断できます。ただし、昨今異常気象と呼ばれる気象現象が多数発生しておりまして、台風19号の件でも先輩議員がいろいろと質問していましたが、スーパー台風と呼ばれる非常に勢力の強い台風も発生するようになってきました。さらには、全国的に猛暑日も年々ふえてきております。

小泉環境大臣の会見によりますと、温室効果ガスは原発の再稼働、それから再生可能エネルギーの拡大、それと省エネ意識の向上というのを理由に、日本国内では5年連続で実は減少しており、過去最少になったという明るい話もあります。ただし、2030年度の目標を達成するには、さらに14%の削減が必要であるということも発表しておりました。

我々の志津川湾のほうでは、アラメと昆布の共存状態が特徴でありまして、地球温暖化によって水温が上がればコクガンの越冬地も北に移るのではないかというちょっと心配もございます。幸い今シーズンは、コクガンが元気な姿で帰ってきてくれました。大変喜ばしく思っております。

地球規模で環境変化が起こっておりまして、南三陸町も温室効果ガスそれから地球温暖化対策を始めて、環境保全に真剣に取り組んでいかなければならないと考えています。地球の3分の2は海であるため、海藻類をふやしていくことは温暖化対策に有効だということでも報じられました。きのうの先輩議員の一般質問の中で、ワカメのブランド化ということについての質問もございましたが、志津川湾は海藻が豊かで、この温暖化対策の模範になれる条件があるというふうに考えております。

南三陸町環境白書に書かれてある南三陸町環境基本計画の期間は、平成28年度から10年間となっております。ここに書かれてあります目指すべき環境像は「創ろう未来の子どもたちへの贈物」ということで書かれております。イギリスで始まりました産業革命以降、二酸化炭素などの温室効果ガスはどんどんふえてきており、9月に国連気候行動サミットという場で、

スウェーデンの少女グレタ・トゥーンベリさんが、温暖化解決のための具体的な行動をとらないのであれば、我々若い世代はあなたたち大人を許さないと涙ながらに訴えていました。今回のCOP25でも同様の訴えをしています。

南三陸町環境基本計画の策定から4年目に当たりますが、環境施策の進捗はどのようになっているでしょうか、この点をお聞きしたく思います。

以上で登壇からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、倉橋誠司議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のように、環境基本計画が目指す環境像について「創ろう未来の子どもたちへの贈物」であり、この言葉には海や川や山などの具体的な環境が大切なのはもちろんのこと、それらの先に次世代のためにみんなが誇れる南三陸町をつくっていくこと、そしてそのような町を次世代の子供たちに届けることが大切だという崇高な思いが込められております。

その思いを実現するために、環境基本計画では5つの基本目標を掲げ、この基本目標を達成するために個別事業を実施しております。また、重点プロジェクトとして、バイオガス事業を含む7つの事業について実施しているところであります。なお、個別事業の取り組みは、毎年環境白書によって公表をしております。

現在は、町民、事業者等の代表からなる環境審議会で、個別事業の目標値設定に係る協議、数値化できる指標の検討を進めているところであり、中間年度の令和2年度中には目標値を設定する予定としております。これにより、令和3年度以降は目標値の達成に向けた進捗管理を進めていくこととなります。今後も、目指すべき環境像を達成するため、環境基本計画に掲げる環境施策を推進し、南三陸町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指してまいります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 南三陸町環境白書、これ私手元に持っています。令和元年版ということで印刷して読ませていただきました。

この中に、先ほど町長のほうからもお話がありましたが、5つの環境施策が書かれていて、その5つというのが、まず1つ目が自然環境、2つ目が生活環境、3つ目が循環型社会、4つ目が温暖化対策、5つ目が環境教育と人材育成ということで、5項目それぞれに基本目標ということで崇高な思いが書かれております。この5つの件についてちょっとお聞きしていきたいと思っております。

まず、1つ目の自然環境の基本目標である「自然環境保全・再生とその継続及び調和」というふうに書かれておりますが、これについてお伺いしたいと思います。

ちょっと具体的な話に入りますと、農林水産課のほうで南三陸材利用促進事業を利用した新築家屋は、平成28年度は65戸でしたが、平成30年度は13戸ということで、数字がかなり減っております、65戸に対して13戸に減ったと。この要因としましては、復興も一段落して、今後新築家屋は余り多くは望めないのかなというふうに思っておりますが、この促進事業、新築家屋だけではなくて、もっと幅広く利用対象を広げるというようなことができないものかどうか、検討すべきかどうかちょっと思っておりますが、その辺についてまずいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後、平成時代も含めて、南三陸産材をとにかく利用しようということで、町のほうとしても積極的に政策展開をしてきたところであります。今倉橋議員お話しのように、大分減少したというのは、これは間違いなく高台移転がほぼ収束に向かっているということで、こういう結果になったというふうに思いますが、いずれ公共施設もほぼといいますか、建築はもう終了ということになりますので、役場、行政サイドとしての建築資材ということについても、今後の利用状況というのは、なかなか先は見通しは暗いというふうに思っております。

したがって、この先どのように展開するのかということを含めてですが、例えば一つ、後で農林水産課長にも答弁させますが、今のF S Cの管理協議会のほうで、新たな家具を設計しまして、デザインかな、何とかという先生、名前忘れちゃいましたが。いろいろそういった展開をしながら南三陸産材を活用を広げていこうというふうな取り組みとかしておりますので、そういった分野における町のバックアップというか、そういうことは今後大変重要になってくるというふうに認識してございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 南三陸産材の今後の展開というふうな部分で、今町長お話あったように、昨年度ファブラボというふうな形の中で、家具ですとか、あとは子供・幼児が使うような玩具というふうな部分の展開含めまして、F S C材を加工するC O Cの業者等の支援というふうな部分も含めて展開していきたいというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 家具とか、アイデアとして私もいいと思います。それをどのように、つ

くるのはいいんですけども、その後どのように販売展開とか、売っていくのか、その出口戦略なんかもやっぱりちょっとあわせて検討していく必要があるのかなと思います。町内で販売するだけではなくて、町外あるいは県外あるいは海外、いろいろな販売先はあろうかと思しますので、そのあたりも幅広く検討して行って、ビジネスあるいはブランド化につなげていただきたいなというふうに思います。

次に、また別件なんですけれども、ほかの事業で森林病虫害防除事業という事業がありまして、これは松くい虫被害に関するもので、環境白書には増加の一途であるというふうにかかれていますが。でも、数字をよくよく読むと、平成29年度の伐倒駆除は424本で235平方メートルに対して、平成30年度は405本で面積が150平方メートルということで、数字が減少しています。でも、説明文の中には増加の一途であるというふうにかかれていますが。ちょっと矛盾しているなというふうに思うんですけども、この松くい虫被害そのものが減少して改善に向かっているのかどうか、それともこの伐倒駆除するスタッフの数が足りていないので、ちょっと被害に手が回っていないというのが現状なのか、その辺ちょっと実情をお聞きしたく思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その報告書にあるとおりです、松くい虫はふえてございます。伐倒の本数が減っているというのは、別に松くいがおさまったからではなくて、それしか伐倒できなかったということですので、基本は松くい虫は着実にずっと広がってきているということの認識で結構かというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 増加現象というふうな部分に関しては、今町長お話ししたとおりでございます。それで、伐倒した木の数が減っているというふうなところは、年度で地区を決めて計画的に伐採をしているということで、たまたま一昨年より昨年度の箇所が少なかったというふうなところだけだと思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ということは、松くい虫で被害を受けている面積は増加しているということなんですけれども、これに対して何か対策ですね、今後どうするのか、何か手だてとかがありますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 年々ふえているその病虫害対策というところですけども、こ

の事業、県のほうから補助金を受けて、樹幹注入だったり、あとは空中散布というふうなことをやっているところでございます。なかなか対策というのは非常に難しいところでございます。ただ、要は被害というか松くいでも木が倒れて被害があるというのは、この間の台風被害だったり、あとは海岸線、かなり松が多くて松枯れが大きくて、海にその枯れた松が落ちると養殖漁場に被害があるというふうなところでございます。昨年度、今年度も各漁協の運営委員長にはお話はさせていただいたんですけども、漁業者がそういった枯れた松、海に落ちている部分に関しては、大変申しわけないんですけども、その漁業者が沖まで持ってきてもらえるような形の協力をお願いしたいというふうな話はさせていただいているところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） できるだけ対応を進めていただきたいと思います。

次の別の事業なんですけれども、フォレストストック認定事業ということで、これも環境白書の中に書かれていまして、認定を受けた森林は、その森が吸収する炭素ガスの吸収量を販売することが可能になります。本町では、町有林が吸収するCO₂吸収量を民間事業者に売却し、その売却益を原資として町内の森林整備を促進しましたと書かれています。この売却益、ちょっと金額なんか書かれていないんですけども、売却益の推移、これがもしわかるのであればちょっと教えていただきたい。平成30年度は何ヘクタールの森林をどのようにこの売却益を利用して整備をしたのか、数字がわかるようでしたらお教えいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） CO₂の吸収量クレジットに関して、その売却益というふうなところで、平成25年度から行っているわけなんですけれども、平成27年度から民間業者2社がこの取り組みに参加してもらっているところでございますが、実は平成30年度は販売量がゼロでございました。原因は、この2社ともインターネット販売で行っているという中で、実は在庫を多く抱えてしまったということで、ちょっと社内的に販売方法の見直しを図りたいというふうなところで、今年度から町内販売店、あとはそういった販売方法を変えて頑張りますというふうなお話はいただいているところでございます。したがって、冒頭申し上げましたように販売量はゼロというふうな内容でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、この環境白書の中に書かれてはいますが、その売却益を原資として町内の森林整備を促進しましたと書かれてはいますが、別に何も促進はした経緯

はないということでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ここで言っている売却益を原資として森林整備を促進しましたというのは、これまでの販売金額でございますので、それを基金として原資として促進しているということであって、たまたま昨年度はゼロだったというところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） わかりました。では今後、またこのあたり腰を据えて頑張っていただければと思います。

そのほかで、次に農地の保全と活用についてというところがありまして、農地の保全と活用について8つの事業が書かれています。農山漁村地域復興基盤総合整備事業、それから人・農地プラン作成事業、耕作放棄地対策事業、農山村地域活性化推進対策事業、農地中間管理事業、液肥普及活動事業、ふるさと水と土保全対策事業、それから最後にグリーンツーリズム農業体験推進事業、以上8つの事業が書かれています。これ令和元年版と平成30年版を見比べると、どれも文章、文言が全く同じで変化がないんですね。ただ、液肥散布量の数字だけは変わっていました。これを2つを過去2年分を見比べると、液肥散布量以外は具体的な進展や変化がなかったというふうに、ちょっと私には読み取れたのですが、これら8つの事業、機能しているのかどうかですね、ちゃんと動いているのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。先ほど町長のほうからも、令和2年からは数値目標、目標値を設定するというものでありましたけれども、こういった事業にも今後目標値を加えるようなことになるのかどうか、その辺の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 農地の保全と活用という中で、ちょっと一つ一つお話させていただきますと、農山漁村地域復興基盤総合整備事業につきましては、圃場整備の関係でございます。その圃場整備につきましては、全て完了しているというところで、この文章に関しましては、どういう事業かというふうな部分でちょっと書かせて、ほかの事業もそうなんですけれども、そういう意味合いでございます。当然人・農地プラン作成事業についても進捗をしているというふうなところでございますし、耕作放棄地対策事業という部分に関しましては、昨年度からそこは耕作放棄地対策に関しまして力を入れるという中で、農地最適化推進というふうな部分を設けて事業を行っているというところでございますし、あとは農地中間管理事業、これにおきましても借り手、貸し手の仲介を行って、これも最終的には耕作放

棄地をなくすというふうな事業でございます。液肥につきましても、これ30年度液肥散布量というふうなことで出ておりますが、たしか液肥は1月から12月までの隔年のやつだったと思います。ちょっと31年に関しましては、若干これよりも少なくなっているというふうに認識しておりますけれども、ただこれも、この復興の農地に関しましては非常に即効性があるというふうなことで、非常に喜ばれているというふうなところでございます。8番のグリーンツーリズムも、これは今後ラムサール事業とあわせて地域の活性化、あとは交流事業というふうなところの中で山・海と協力しながら地域の活力の増進に努めていきたいというふうな中身でございます。再度申し上げますけれども、来年度以降ちょっと数値化を用いまして、もう少し具体的な表現にしたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それで、今の目標の数値・指標等いろいろ環境審議会で検討しております、事務局が環境対策課ということで総括的なお話をさせていただきますが、前回11月26日に環境審議会を開催してございます。各目標とする指標、それから客観的な数値、具体的にどういう数値を目標としてよろしいかを意見を聞きながら現在検討しているところでありまして、冒頭町長がお話したように、いずれ3月までにはその目標値を定めながら具現化を図るための過程を現在踏んでおるということでありますので、目標値がはっきりした段階でまた白書にそういうふうな数値を明記させまして、それから公表するというふうな形で進んでおるところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい、では来年の環境白書、具体的な数字出てくるかと思っております、その辺も関心持ってまた拝見させていただきたく思います。

続きまして、5つの基本目標の2番目なんですけれども、生活環境についてというところで、基本目標は復興の先を見据えた生活環境の充実ということで環境白書に書かれております。これは環境対策課のほうで河川・海域の水質検査事業を11河川16定点、それから7海域7定点で行っているようで、pH値、それからBODと呼ばれる生物化学的酸素要求量というもの、それと大腸菌群数、それとCODと呼ばれる化学的酸素要求量、それから窒素、あとリンにおいて環境基準を超える箇所がどうか環境基準におさまっているかどうか、こういった検査、調査をされているということですが、基準を超える箇所が見られたということで白書に書かれています。基準を超えているということだけで、それに対して所見ですね、これをどう捉えるか、この基準を超えているのをどう捉えるのか、それとどのような対策を打つ

のか、その辺の説明が書かれていないというのが、ちょっと私にとっては不十分に思いました。この辺、所見あるいは対策がとられるのかどうか、その辺の説明をお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、河川と海域の水質検査ということでありまして。この件につきましては、以前倉橋議員からもご質問ありまして、大きいのが大腸菌群数と、それから窒素、リンの関係でございます。大腸菌群数につきましては、今法律的に水質基準は定められているのは、八幡川の水源から下流域は法的に決められていますが、その他の基本的に河川につきましては環境基準に比較して表示しておるということでありまして、大腸菌群数につきましては、どうしても従来ですと大腸菌のみを検出することが技術的にちょっと難しいという背景がございまして、法的には大腸菌群数で表記するというふうなことになっておるわけです。それで、現在大腸菌に関しては、基準値から確かにオーバーしておりますが、時期とその季節、水量等によって常に変化するものでございまして、その基準に関する技術的な知見につきましても、現在その大腸菌群数という基準が適切なものかどうかということを含めて、今国の中央環境審議会のほうで検討されているという話をお聞きしております。ですから、現在の環境基準と比較しますと、どうしてもオーバーしておるんですけども、水質の環境というのは常に時期等によって変化するものですから、この辺は推移を確実に見ていくということが一番大切なのかなというふうに考えております。

それから、窒素、リンにつきましても、現在その表記している部分については、防波堤の先でどうしても採水するものですから、基準的には湾全体の基準とはちょっとまた違ってきておると。特に、湾につきましては水産試験場のほうで検査をしておりまして、ある程度ここでお示しになっている数値よりも基準に合致しているような数値になっておる状況です。

それから、対策であります。やはりその河川に流れ出る水につきましては、家畜のふん尿関係から出るその部分も大腸菌にはすごく影響があるものですから、酪農家からのその堆肥の処理につきまして、使った場合にはすぐ耕うんして栄養源として土に戻すという行為を早急にさせていただくような形で、農林水産課とは連携して農家のほうには指導しておるところでございます。

それから、人につきましては、浄化槽等の推進をしておりまして、町から補助金等も交付している状況にあります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ちょっと説明聞きました。ちょっと誤解していたら訂正してほしいんですが、国のほうで定める環境基準が見直される可能性があるということで、現在の環境基準ではオーバーしているけれども、今後見直された場合には範囲内に入るだろうということで、どうなんですか、そんなに心配する必要はないということでよろしいですか。

読んでいきますと、2つの河川では季節的な要因だけではなくて、もう1年中ですね、春夏秋冬4回検査されていますけれども、1年中基準値をオーバーしているという河川が2河川、この白書の中には見受けられます。この辺についても感覚としては許容範囲に入るだろうというふうなところでよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 簡単に申しますと、今言うように、直接望ましい環境基準よりはオーバーしていますが、すぐその環境に対して影響を与えるような数値ではないということでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい、わかりました。

では、次に5つの目標のうちの3つ目、循環型社会というところについて、循環型社会の基本目標は、循環型社会の構築にあるというふうに書かれております。資源循環型社会形成事業ということで、町民や事業者に重要性を理解してもらうようにPR活動を行っているというふうに思いますが、リサイクル率、これちょっと私のほうで調べてみたんですけれども、日本の全国平均が20.2%ということでインターネット上では出てきました。それに対して、南三陸町は平成28年度が22.2%、それが平成30年度には28.0%ということで、この環境白書には書かれていますけれども、全国平均を上回って優秀な成績になっているというふうに判断しました。でも、これ世界的な見方をすれば、リサイクル率、意識の高いヨーロッパなんかはリサイクル率が50%を超えていまして、一番数字の高いところはドイツで65%という数字を達成しているようです。ドイツの数字なんかに比べれば、南三陸町はまだ半分ぐらいと、日本平均は3分の1ぐらいということで、この物差しもどうかとは思いますが、まだまだできるのではないかなと、南三陸町もまだまだもっと上を目指せるのではないかなというふうに思います。

南三陸町は、その町民憲章、先ほど冒頭に言いましたけれども、それから環境基本条例に自然重視の姿勢を示している自治体ということで、国内で模範になり得る条件が整っているというふうに思っています。来年令和2年に数値目標を書くということですが、この

数字ですね、現在28%のリサイクル率ですが、これをもっと高めて上を目指すというふうなことをしてもいいのではないかなと思うんですけども、現場ではいかが考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 当町の特徴は、一番生ごみの回収をしておるところが大きな特徴になっているかと思います。当町の一般廃棄物の基本計画ということがございますが、基本計画の中では32年度に40%程度のリサイクル率を目標値としているところです。ですから、現在生ごみにつきましても、20トンほど同期と比べて増加している傾向にございますので、なおさらやはりこの施設を有効的に活用しながらリサイクル率を高めたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 40%のそういう数字ですね、非常にいいと思います。ぜひこの数字を次の目標として掲げて、我々も頑張っていきたいなというふうに思います。

次に、温暖化対策についてです。温暖化対策の基本目標は、次世代に向けたエコタウンの構築ということで環境白書に書かれております。地球温暖化対策について冒頭言いましたけれども、C O P 25ということでスペインのほうで会合が行われていまして、その中の情報の一つとして、二酸化炭素の平均濃度が407.8 p p mということで、統計開始以降最も高い数値になったということが報告されています。メタンも最も高い数値、最高値を更新したということが書かれていまして、このままでは我々世代に続く次世代が、気温の上昇であるとか水不足、海面上昇といった深刻な影響を受けるだろうということが想定されています。

アメリカがパリ協定を離脱したというのは、多分皆さんご存じだと思いますけれども、非常に後退した雰囲気がありまして、環境N G Oなんかは非常に反発をされていて、小泉環境大臣も、アメリカが離脱したんだけど、アメリカの方針にかかわらず日本は日本独自のスタイルで引き続き気候変動対策に取り組むということで、前向きな姿勢を環境大臣は示しています。

この環境白書の中に、この温暖化に関するところで記述がございまして、歌津中学校の既存の従来型の防犯灯をL E Dによる防犯灯3基にかえたということが書かれています。これが省エネルギー対策推進事業ということで、このL E D化3基が書かれているんですけども、これだけで何かちょっと寂しいなというのが、白書を読んだ私の感想なんですけれども、もっともっとほかにL E D化ができるものがあるのではないかなというふうに思うんですけれど

ども、何かほかに改善するところはないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 年次報告ということで、30年度の実績で記載させていただきましたが、震災以降LEDの照明関係、あるいはそのPHV車購入、あるいは太陽光の設置等を含めまして、県等の補助事業を実施したことによって二酸化炭素の排出量は約300トンほど削減しているということでもあります。通常LEDであれば、電気を使ったときの省エネルギーと、それとLEDにかえたときの形での差額がこの822キロの差があり、この分が二酸化炭素が、本来電気を使えばあったよりも減らすことができたということ、全体的に24年度以降の補助事業を活用して、約300トンほどの二酸化炭素を排出している状況です。

それから、一度地球温暖化の計画につきましては、3%の削減ということでは21年度に作成したところですが、東日本大震災で公共施設関係が全て滅失したということで、改めて復興によりまして新しい建物をつくっていきまして、いろいろ関係施設のほうから電力関係、電気関係ですとか、それから重油関係、これらの使用量を報告いただきまして、現在新しい地球温暖化の計画を立てているところあります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） LED化3基だけではなくて、もっといろいろとあるということでしたら、またそういった改善されたとかよくなった部分、変化があった部分なんかは、またどんどんと白書の中に書き加えていっていただけたら、読む側としてもわかりやすいのかなというふうに思います。

その中で、地球温暖化の中でもう一つ別のところで、省エネルギー・再生エネルギーの普及についてというところがありまして、これ先ほどの9番議員のほうも聞いていましたけれども、東北電力の女川原子力発電所の2号機が安全審査で事実上合格になったというところですが、宮城県あるいはUPZ内の自治体では、反対している美里町以外は、ほかの自治体は賛成とも反対とも明言しないのが実情かなというふうに思います。事実上容認というふうな感じに私は捉えているんですけども、これ当町の考えとしてはいかがでしょうか。事実上容認というような感じで当町は考えているとってよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 容認とかということでは決してございませんで、要は原発の安全性ということのしっかり担保していただくということ、それが我々としての立場としての一番大事なところでございますので、住民の生命・財産を守るという観点も、これも我々の大事なと

ころでございまして、そういう判断のもとでということで、いろいろ首長さん方と意見を交換させているわけございまして、その中で片やが反対で片やが容認という、そういう色分けはある意味マスコミさんがやっている話であって、我々はそういう色分けは決してしているわけではございません。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） はい、わかりました。

では、次のところで、電力関係なんですけれども、太陽光発電の件で、住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業というのがありまして、これが年々減ってきているというふうに捉えております。平成30年度が既存住宅支援件数が4件、それと住宅再建支援件数として14件、合わせて18件が平成30年度にこの事業の対象になりました。平成28年度、ちょうど2年前になるんですけれども、このときは合計84件ということで、平成28年に対して平成30年度は5分の1に減っていると。これも新築の家屋の問題とか、減少の問題とか、そういった事情はいろいろとあるかと思えますけれども、これどうなんでしょう、地球温暖化対策に対して町民の意識がちょっと衰退していないのかどうか、その辺がちょっと心配をしております。

あと、また先ほど3番議員のほうからスマートモビリティの話なんかもありましたけれども、ノーベル化学賞を吉野 彰さんという方が受賞しまして、リチウムイオン電池の開発ということで、蓄電容量が大幅にふえるようになりまして、今後電気自動車であるとか太陽光発電の安定化につながるということで期待をされています。住宅用太陽光発電の導入支援に加えて、こういった蓄電技術も日本が世界に誇る技術でもありまして、今後有効活用されていくと思うんですけれども、太陽光発電に加えて蓄電設備に対する補助事業というのができないものかどうかちょっと考えているんですけれども、どんな感じで捉えられますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） まず、太陽光の減った理由につきましては、28・29年につきましては、この防集団地の整備が進みまして、それに伴って建築が進んだことによって、そのとき一緒に設置する方が多かったためにふえているような状況です。今年度は、その建築が落ち着いたということで、30年度につきましては少なくなったというふうな状況であります。

それから、蓄電池のほうですが、当町にはまだ補助金の交付基準はございませんが、宮城県等につきましては交付している状況にあります。ですから、今後その辺の状況を見ながら検討することは必要なのかなというふうな認識は持つておるところでございまして。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） これからも、そういった蓄電のほうもどんどん技術が進んできて、電気自動車も何か航続距離が1回の充電でもう500キロ近く走れるとか、そういった新しいタイプの車も出ているようなので、ますます進んでいくと思いますので、そのあたりも注視していただきたいなというふうに思います。

5つのうちの最後の目標につきまして、環境教育・人材教育についてというところで、基本目標は環境教育・人材教育の推進ということで書かれています。白書の中には、自然環境活用センターを中心に「子供たちに伝え続ける」という言葉に沿いながら、次世代の環境保全の担い手の育成を目指しますとあります。

生涯学習課のほうで、豊かな体験活動推進事業という事業を小学6年生を対象に年2回行っているということですが、その内容をちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 豊かな体験学習事業につきましては、倉橋議員ご存じかどうかあれなんですけれども、昭和の時代からふるさと学習会というものを志津川町時代からやっております、合併後も一旦休止したんですが、震災後にまた新たに立ち上げて、春と秋に2回やっております。その目的は、小学6年生の児童に、この町の自然環境の豊かさとか、あとはその歴史とか、そういったものをしっかり学んでいただくということを目的にやっている事業でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） わかりました。ちょっと一例を出させていただきたいんですけれども、私ちょっとイタリア語の通訳案内士ということもやっております、ちょっとイタリア関係のネタをまた出させていただきたいんですが、イタリアでは、先月報道されたんですけれども、気候変動に関する授業というものを学校で義務化しました。これは教育大臣、日本でいう文部科学大臣ですけれども、教育大臣の発表によりますと、来年9月から新年度が始まるんですが、そのときから小学生から高校生まで年間少なくとも33時間の授業、環境に対する授業を行うというものです。これ、どうも報道によりますと、世界で初めてのことで画期的なことだということで報道されました。授業内容としましては、気候変動の影響と対策、それから環境保護と経済成長、これをどう両立させていくかを子供たちに考えさせるという授業内容になっていまして、非常に画期的なことを始めるんだなというふうに捉えております。

イタリアでベネチアという町がありまして、英語ではベニスという人もいますけれども、美

しい水の都なんです、この地球温暖化に伴いまして海面上昇がひどくて、ことしは新記録187センチの海面上昇があったということで、どんどん悪化しているというのを実感しているところです。今後、イタリアに限らずほかの国でも気候変動に関する授業が学校で行われていくのだろうなというふうに予想できると思うんですが、南三陸町では、この気候変動に関する授業というものを何か学校で、あるいは理科の時間であるとか道徳の時間であるとか、そういった授業カリキュラムの中で気候変動なんかに関して子供たちに教えられるような、そういった場があるのかどうか。もしないのであれば、そういった取り組みは行えないものかどうかお伺いしたく思います。

○議長（三浦清人君） 2番、通告外なんです、教育部局なものですから。もし町長部局で答弁できる方いますか。副町長、できませんか。では、ほかの質問をお願いします。お、農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 環境教育という部分、もしかすると次のエコカレッジのほうにも結びつくのかなとは思いますが、ラムサール関係で当然その、前回もお話ししましたけれども、大きな3つの柱というふうな中で環境の保全だったり、それに伴う交流学习だったり、ワイズユースというふうな取り組みの中で、ここは次世代の人材育成というふうな部分も絡むんですけれども、環境の変動だったり、あとはその自然を調査する中での変化、そういった部分を子供たちのほうに教育をいたしまして、教育という表現がちょっと適切かどうかわからないんですけれども、子供たちと一緒に観察したりというふうな部分の中で、この部分を勉強して次世代に自然の大切さをつなげていくというふうな部分を現在取り組んでいるという中身でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、町長部局ということで副町長にちょっとお伺いしたいなと思うんですけれども、きのう志津川高校魅力化事業の中で、今後志津川高校の学科をどうするかというような議論がありましたけれども、ちょっとそこで私提案させていただきたいのが、今日本に環境学科という環境を中心に勉強するような学科を設置している高校が、全国で20校ほどあるようです。東北では青森に1校あるだけで、今後ふえていくのかなというふうに思っています。環境学科ではないんですけれども、松島高校なんかは観光学科ということで学科ができて、松島町以外の他の市町村からも入学者が来ているようで、全国でも珍しく一定の成果が出ているのかなというふうに思います。こういった環境、自然を重視している南三陸町としては、こういった環境学科を志津川高校なんかでも設置すれば、それなりの注目を

得て一定の成果があるのかなと、南三陸町ならではの学習の場ができるのではないかなというふうに思うんですが、そういった環境学科、これを検討していただいたらいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 志津川高校の魅力化の検討をする際、初めのころから、このままではいわゆる3クラスの維持は難しいということで、全国から生徒を集める方向が、これ避けられないのではないかとということで、基本的に私が、教育長にも何回も言っているんですが、これまでの南三陸町の震災後の取り組みを含めて、新しい学科として好ましいのは環境学科ではないかということ、私教育長には言ってきました。問題は、県教委なものですから、県立高校なものですから、そちらのほうで先生の配置も含めていって、受け入れてもらうかどうかはともかく、それともう一つは、県内の各高校で生き残りを全部かけて、全部というか地方の高校ですが、かけています。いろいろな学科を県教委のほうに今申請をしたり手続をしたりしてございます。その中で、うちの町の環境学科が県教委でどのように受けてもらえるかということと、それからこれはあと基本は、志津川高校の校長先生初めそういった方々にまずはお話をしながら、そこでどのような方向性がいいのかということを含めてしっかり議論してから、県教委のほうに話ということになろうかというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 私としても、いい感触をつかめたかなというふうに思っています。

最後の質問ですけれども、この環境白書の中の補足説明のような参考資料として添付されているところで、ISO14000というのが書かれています。宮城県においては、ISO14000、環境マネジメントシステムのことですけれども、この国際規格に基づいて4市1町において環境負荷の低減と環境保全のための施策が積極的に取り組まれているというふうに書かれています。ちょっとこの4市1町というのがどこなのかわからないんですけれども、こういった国際規格に基づいて環境保全を推進していくという自治体があるようです。

当町でも、ASCあるいはFSCとかそういった国際規格とりながらやっているわけですが、こういったISO14000という規格をとって、環境に対する取り組みを進めていくという姿勢を進めれば、それなりのイメージアップにもつながるのではないかなというふうに思いますけれども、こういったISO14000取得の考えはございますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 直接的な答弁ということではなくて、それぞれの町のまちづくりの取り

組みというのはいろいろございます。例えば、倉橋議員もやっていますが、私もやっておりますが、SDGsの取り組みの中で、南三陸町の取り組みは結構他の自治体に比べて高いものがあります。そういった関係もありまして、お勧めをいただきまして、この12月に日本政府主催のSDGsアワードに、ぜひ南三陸の取り組みが素晴らしいので申請したほうがいいということで、9月末の締め切りだったんですが、応募してございます。その中で、今月発表になるんですが、どうなるかわかりませんが、そういう取り組みを先駆的にやっている町の一つということが南三陸町だということを、ある意味そういう場所でも我々は訴えていっておりますので、そういういわゆる環境の重視をして持続可能な町をつくっていきましょうという、そういうことを我々もPRをしながら取り組んでいきたいと思っております。

ISO14000については、どういう規制が中にあるかわかりませんので、今ここで直接的な答弁は避けさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） それでは、環境マネジメントの取得している4市1町でございますが、仙台市、白石市、多賀城市、登米市、それから大和町というふうなことであります。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） いろいろお聞きしましたけれども、ちょっと締めとしまして、私もこちらに、南三陸町に来まして今5年目に入っていますけれども、本当に自然がきれいなところだということで実感しています。この南三陸町の町民憲章、もう一度読みますが、第4節のほうに「大きな自然の手のひらに抱かれている町 南三陸」ということで、誇りを持って南三陸は自然をアピールしていくという姿勢をやっぱり感じております。環境基本計画の目指すべきところとしましては「創ろう未来の子どもたちへの贈物」という本当に崇高な、高い目標が書かれておりますので、こういった素晴らしい自然を我々本当に守って、あるいは向上させて、次の子供たちにつないでいくという姿勢を持って頑張っていってほしいと思いますし、私もその微力ながら協力させていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） 以上で、倉橋誠司君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会すること

とし、明13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時53分 延会